

自治体こども計画策定のためのガイドライン

令和6年5月

こども家庭庁

目次

はじめに～こども家庭庁設立についての検討経緯とこども基本法について～

I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容

第1章 自治体こども計画の概要と目的	1
1-1 自治体こども計画の概要	
1-2 自治体こども計画の目的	
第2章 ガイドラインの概要	5
2-1 ガイドラインの目的	
2-2 ガイドラインの基本姿勢	
第3章 こども大綱に書かれている内容	6
3-1 こども施策に関する基本的な方針	
3-2 こども施策に関する重要事項「ライフステージを通じた重要事項」に書かれている内容	
3-3 こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容	
3-4 こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容	
3-5 こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容	
3-6 こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容	

II 自治体こども計画策定の手法

第4章 計画策定体制・スケジュール	15
4-1 スケジュールの検討	
4-2 庁内体制の構築	
4-3 協議会の設置・運営	
4-4 関係機関との連携	
4-5 予算の確保	
4-6 外部委託	
第5章 既存計画との関係	31
5-1 上位計画・関連計画との整合確認	
5-2 一体とできる計画の確認	
第6章 計画策定のための調査・分析	39
第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映	50
7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取	
7-2 こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映	
第8章 計画の策定・更新	72
8-1 計画の構成	
8-2 目標の設定	
8-3 計画の推進	
8-4 計画の評価・見直し	

III 参考・資料編

事例目次

NO.	事例の内容	自治体	頁
1	計画策定スケジュール	大阪府豊中市	16
2	計画策定スケジュール	石川県	16
3	庁内検討組織	愛知県名古屋市	18
4	庁内検討組織	大阪府豊中市	19
5	庁内検討組織	高知県四万十市	20
6	協議会構成員	京都府京都市	23
7	部会での情報共有	愛知県名古屋市	26
8	計画策定の予算	－	28
9	府市間の情報共有	大阪府豊中市	31
10	府市間の情報共有	京都府京都市	32
11	教育振興基本計画との連携	京都府京都市	32
12	一体的な計画策定	石川県	35
13	一体的な計画策定	福岡県宗像市	35
14	一体的な計画策定	神奈川県相模原市	36
15	計画を一体とすることの利点	滋賀県	37
16	計画を一体とすることの利点	石川県	37
17	計画を一体とすることの留意点	神奈川県相模原市	38
18	計画を一体とすることの留意点	山形県	38
19	計画を一体とすることの留意点	京都府京都市	38
20	アンケート調査の対象	大阪府豊中市	40
21	アンケート調査の留意点（調査内容の検討）	静岡県浜松市	41
22	アンケート調査の留意点（調査内容の検討）	福岡県宗像市	43
23	アンケート調査の留意点（回答率を高める工夫）	東京都豊島区	44
24	アンケート調査の留意点（回答率を高める工夫）	高知県四万十市	46
25	アンケート調査の留意点（センシティブな問いへの配慮）	大阪府豊中市	47
26	アンケート調査の留意点（センシティブな問いへの配慮）	京都府京都市	47
27	アンケート調査の留意点（センシティブな問いへの配慮）	福岡県宗像市	47
28	アンケート調査の留意点（センシティブな問いへの配慮）	秋田県湯沢市	48
29	こども・若者へのアプローチ方法	愛知県名古屋市	52
30	こども・若者からの意見聴取手法	北海道剣淵町	56
31	こども・若者からの意見聴取手法	大阪府豊中市	57

NO.	事例の内容	自治体	頁
32	こども・若者からの意見聴取体制・環境の工夫	滋賀県	59
33	こども・若者からの意見聴取体制・環境の工夫	高知県四万十市	60
34	こども・若者からの意見聴取の留意点	愛知県名古屋市	62
35	こども・若者からの意見聴取の留意点	大阪府豊中市	64
36	こども・若者からの意見聴取結果反映の手法	東京都豊島区	66
37	こども・若者からの意見聴取結果反映の手法	大阪府豊中市	67
38	こども・若者からの意見聴取結果反映の留意点	愛知県名古屋市	70
39	計画の構成	東京都豊島区	73
40	計画の構成	石川県	74
41	目標の設定	愛知県名古屋市	77
42	計画の評価	大阪府豊中市	80

はじめに

～こども家庭庁設立についての検討経緯とこども基本法について～

令和 5 年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

令和 3 年

- 9 月 16 日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11 月 29 日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12 月 2 日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ
- 12 月 21 日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和 4 年

- 2 月 25 日 「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定・国会提出
- 4 月 4 日 「こども基本法案」国会提出
- 6 月 15 日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立

令和 5 年

- 4 月 1 日 こども家庭庁設置、「こども基本法」施行

こども基本法（以下「法」という）は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること

- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

また、法第 5 条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第 10 条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。さらに第 11 条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できるとともに、②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義を示しています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。そのためにも、おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要となります。

I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容

第1章 自治体こども計画の概要と目的

1-1 自治体こども計画の概要

法第10条（都道府県こども計画等）において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画及び市町村計画と一体のものとして作成することができる
とされています。

- **子ども・若者育成支援推進法**第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律**第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
(例)
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

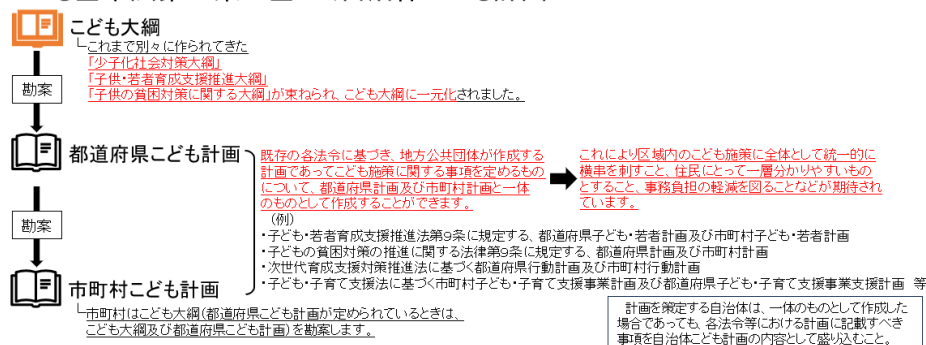
このような既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。他方、地域の実情に応じて**個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付ける**ことも可能です。

また、自治体こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、

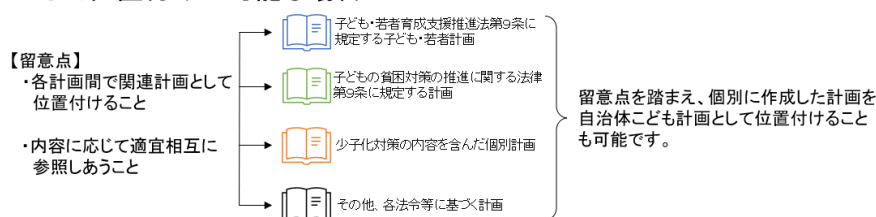
- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされております。したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むことが求められています。

●こども基本法第10条に基づく自治体こども計画



●既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体こども計画として位置付けが可能な場合



自治体こども計画の策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、**計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる**ことが必要です。これにより、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

また、令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地方公共団体の推進体制等において「こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。」とされています。地方公共団体としても、国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等の内容について理解するとともに、自治体こども計画にもその方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

加えて、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されていることにも留意しつつ、自治体こども計画を作成することが必要です。

1-2 自治体こども計画の目的

自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されます。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

このような、**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと**が、自治体こども計画の目的と考えられます。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - 心身ともに健やかに成長することができます。
 - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災

害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。

- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
 - 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
 - それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
 - 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

第2章 ガイドラインの概要

2-1 ガイドラインの目的

こども基本法第10条では、“都道府県は、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする”、第10条の2では“市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする”とされています。さらに同法では、“都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる”とされたところです。このような中、一部の自治体では、こども基本法の成立・施行に先駆けて、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令に基づいて一体的に策定した事例や、計画の策定にあたって自治体独自の取組が行われている事例が見受けられます。

本ガイドラインは、これらの先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成したものです。

2-2 ガイドラインの基本姿勢

本ガイドラインの作成にあたり、先行して取組が行われていた自治体の事例調査を行いました。調査対象としたのは府県、政令市、その他の市であり、各自治体の規模や取り巻く環境はさまざまです。なお、こども施策に関わる計画は地域特性に応じて策定すべきものですから、策定までのアプローチは各自治体で異なったものとなっています。そういった意味では、これから自治体こども計画を策定しようとする自治体も同様に、計画を取り巻く状況はそれぞれ異なるものと想定されることから、このガイドラインで示す事例が必ずしもそのまま導入できるものとは限りません。しかしながら、“計画の策定をどのように進めていけば良いか分からない”、“どのような進め方があるのかを知りたい”といった場合に、本ガイドラインで取り上げた事例をヒントにいただき、それぞれの地域課題の解決をめざすとともに、重点的な政策課題の設定、諸施策の推進体制や関係機関の連携などについて、それぞれの地域特性を踏まえた自治体こども計画の策定を進めていただきたいと思います。

第3章 こども大綱に書かれている内容

自治体こども計画は、こども大綱を勘案して策定します。ここではこども大綱に示される「こども施策に関する基本的な方針」と「こども施策に関する重要事項」、「こども施策を推進するために必要な事項」について記載します。

3-1 こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステ

ージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

- こども家庭庁は、こども大綱を基に、関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進する。
- 国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進する。
- 若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、こどもや若者に関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支える。

3-2 こども施策に関する重要事項「ライフステージを通じた重要事項」に書かれている内容

こども・若者に対する支援が、**特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要**です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、**全てのライフステージに共通する事項**として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こども・若者が権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- 多様な**遊び**や**体験**、**活躍**できる機会づくり
 - 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - こどもまんなかまちづくり
 - こども・若者が活躍できる機会づくり
 - こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供
 - プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
 - 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- こどもの**貧困対策**
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- **障害児支援・医療的ケア児**等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- **児童虐待防止対策**と**社会的養護の推進**及び**ヤングケアラーへの支援**
 - 児童虐待防止対策等の更なる強化
 - 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の**自殺対策**、**犯罪などからこども・若者を守る**取組
 - こども・若者の自殺対策
 - こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 - 非行防止と自立支援

3-3 こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱では、ライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こどもの誕生前から幼児期まで**
 - 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- **学童期・思春期**
 - こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - こども・若者の視点に立った居場所づくり
 - 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - いじめ防止
 - 不登校のこどもへの支援
 - こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
 - 体罰や不適切な指導の防止
 - 高校中退の予防、高校中退後の支援
- **青年期**
 - 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3-4 こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、**健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが**、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

こども大綱では、子育て当事者への支援として以下の施策に取り組むこととされています。

- 子育てや教育に関する**経済的負担の軽減**
 - 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
 - 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）
 - 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充
 - 医療費等の負担軽減
- **地域子育て支援、家庭教育支援**
 - オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供
 - 体罰によらない子育てに関する啓発
 - 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進
 - 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- **共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大**
 - 育児休業制度の強化
 - 長時間労働の是正や働き方改革の促進
 - 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施
 - 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- **ひとり親家庭への支援**
 - 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
 - こどもに届く生活・学習支援の推進
 - プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
 - 安全・安心な親子の交流の推進
 - 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3-5 こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義があります。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要です。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

3-6 こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

以上のようなこども大綱に示される内容を勘案して各自治体の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合った自治体こども計画を策定することが重要です。

Ⅱ 自治体こども計画策定の手法

第4章 計画策定体制・スケジュール

4-1 スケジュールの検討

自治体子ども計画策定のスケジュール（期間・調査実施時期・協議会開催回数等）は、地域の実情に応じ適切に設定することが重要です。以下に自治体子ども計画策定スケジュールの例を示していますが、各自治体における過去の検討状況や必要と思われる検討内容によって、検討期間や協議会開催回数等は多様に設定することができます。



Point

☞ 計画策定のスケジュールは、必要な調査、設置する諮問機関等、地域の実情に応じて設定します。

■ スケジュールの検討で想定する事項

以下に自治体子ども計画策定のスケジュールの例を示していますが、各地域における過去の検討状況や必要と思われる協議内容によって、計画策定のスケジュールも異なります。なお、事例をみると協議会を立ち上げた最初の1年間で基礎調査を実施し、翌年に計画を策定している自治体が多いですが、特に規定はありませんので、各自治体において適切に検討・設定してください。

また、関係者ヒアリング、予算要求、庁内検討体制の構築、協議会の立ち上げ等、計画策定に関する調査に着手する準備段階においてもかなりの時間を要することから、余裕を持ったスケジュールで考えておきましょう。

【作業項目（例）】

- ・ 調査項目検討
- ・ 予算要求
- ・ 庁内体制構築
- ・ 協議会の立ち上げ
- ・ 事業者選定（外部委託にて実施する場合）
- ・ 現状・ニーズの把握、問題点・課題の整理
- ・ 調査の実施
- ・ 計画素案の作成
- ・ 住民等からの意見聴取、反映（パブリックコメント等）
- ・ 計画冊子の印刷・配布

事例＜大阪府豊中市＞

アンケート調査に加えて、こどもへの意見聴取（懇談会、ヒアリング）を行っている大阪府豊中市の計画策定スケジュールの事例。

※計画策定年度を「N年度」とした場合

作業項目	N-2年度												N-1年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査																								
・委託事業者選定																								
・調査項目検討																								
・庁内意見照会																								
・調査実施																								
・調査結果集計・分析																								
こどもへのヒアリング																								
骨子案作成																								
素案作成																								
協議会諮問																								
市長への答申																								
パブリックコメント																								
最終案作成																								

事例＜石川県＞

協議会への諮問に加えて、関連する委員会への報告や知事ヒアリングを行っている石川県の計画策定スケジュールの事例。

※計画策定年度を「N年度」とした場合

作業項目	N-2年度												N-1年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民意識調査																								
協議会諮問																								
委員会報告																								
知事ヒアリング																								
骨子案作成																								
素案作成																								
パブリックコメント																								

4-2 庁内体制の構築

自治体こども計画の策定体制としては、担当部局のほか、庁内検討組織、庁外検討組織である協議会等が想定されます。このうち、庁内検討組織の役割は、計画の素案・原案、協議会の議事・進め方等、作成担当部局が検討した内容について、庁内で調整・意思決定することです。関連する部局を幅広く巻き込んだ体制を構築することが大切です。



Point

- ☞ 庁内検討組織については、自治体こども計画の担当部局のみならず、全庁的に組織している事例があります。
- ☞ アンケート調査票の学校配布等、教育現場の実質的な協力を仰ぐ際は、首長部局と教育委員会がよく連携し、現場の実情に合わせた取組とすることが望ましいです。

■ 庁内検討組織の構築

自治体こども計画に定めるこども施策は、こども基本法における「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」からなり、前者には、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策が含まれ、後者には、例えば、こどもや子育て家庭に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）などの施策が含まれます。

そのため、自治体こども計画の策定には、自治体の担当部門が主体となって、こども施策に関わる関係部門との協議・調整することが必要かつ重要になります。

庁内検討組織に参画する部門としては、以下が考えられます。

【庁内検討組織に参画する部門（例）】

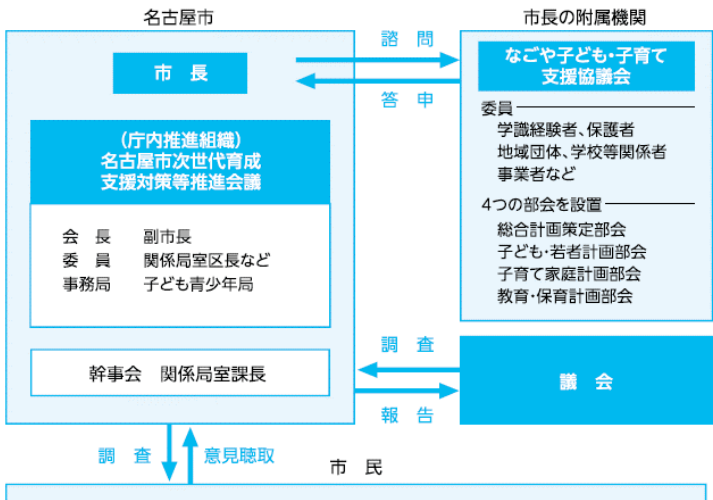
- ・ 財政部門
- ・ 教育部門
- ・ 福祉部門
- ・ 保健部門
- ・ 医療部門
- ・ 療育部門
- ・ 雇用部門
- ・ 都市部門 等

事例＜愛知県名古屋市＞

名古屋市では、次世代育成支援対策推進法が施行された際に設置された「名古屋市次世代育成支援対策推進会議」を庁内推進組織として位置付けており、局室区長級が参画する同会議のほか、課長級が参画する幹事会を設定している。推進会議や幹事会には、計画の策定担当部署である子ども青少年局のほか、防災危機管理局、総務局、財政局、市民経済局、観光文化交流局、環境局、健康福祉局、住宅都市局、緑政土木局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、監査事務局、教育委員会等の委員・幹事が構成員として参画している。

2 策定体制

(1)全体像



名古屋市の庁内検討組織の位置付け（「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より）

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする現行計画（なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024）の策定にあたっては、2年間で推進会議3回、幹事会7回が以下の日程で行われている。

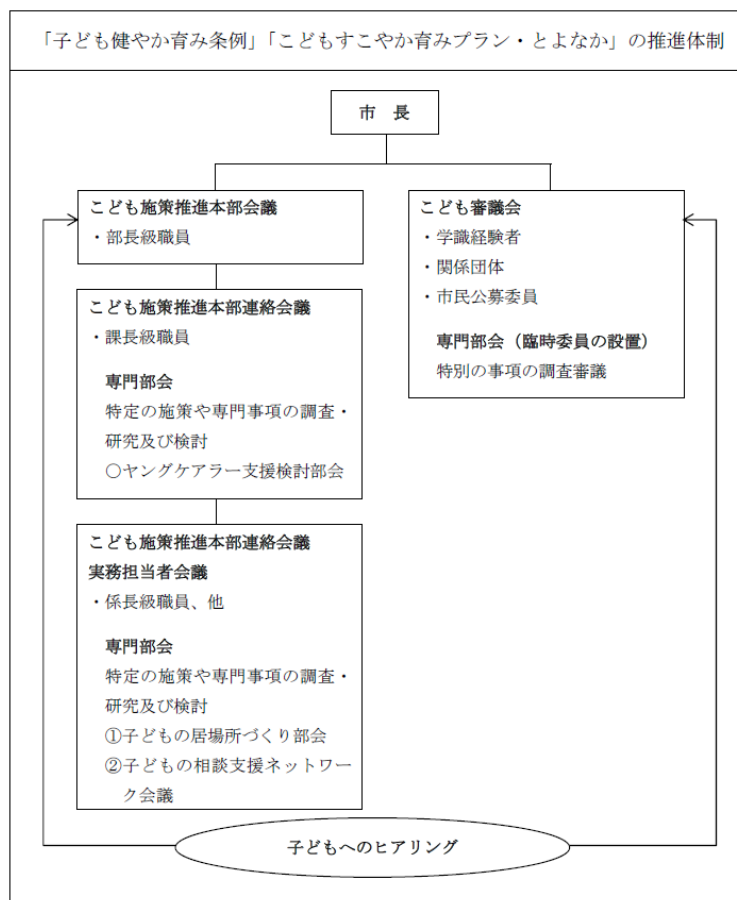
開催年度	開催月日	会議名
平成30年度	5月8日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月22日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月27日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議
	1月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
令和元年度	5月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月14日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月19日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議
	11月11日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	2月4日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	2月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るための庁内連携会議として「豊中市こども施策推進本部会議」の設置が要綱で位置付けられており（下図のうち、部長級が参画する「こども施策推進本部会議」、課長級が参画する「こども施策推進本部連絡会議」、実務担当者が参画する「こども施策推進本部連絡会議実務担当者会議」が該当）、計画の策定担当部署であるこども未来部のほか、教育委員会、人権政策課、都市経営部、都市活力部、市民協働部、福祉部、健康医療部が参画している。

実務担当者会議では、部署間の顔の見える関係性づくりを重視し、子どもの権利に関する勉強会や、相談支援を行う担当者間の情報共有など実務レベルの協議を行うほか、連絡会議では、外部に打ち出す施策について審議し、本部会議において最終的な確認を行う流れとなっている。



豊中市の庁内検討組織の位置付け（豊中市提供の資料より）

事例＜高知県四万十市＞

四万十市では、子ども・子育て支援に関する施策を関係各課が連携して取り組めるように、子育て支援課が中心となり庁内の連携会議を設置している。連携会議には、子育て支援課のほか、福祉事務所、健康推進課（保健師、子育て世代包括支援センター）、教育委員会の学校教育課、生涯学習課が参画し、係長以下の担当者での会議と、課長を加えた会議の２段階で実施している。会議を行うことで、こども関連の施策を横の繋がりをもって効果的に実施できるほか、施策実施に対する部署間の温度感の差を埋めることに寄与しているという。

また、未就学児保護者、小学生保護者、中学生保護者を対象に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」について、アンケート票の配布と回収を、保育施設、小学校、中学校にそれぞれ依頼している。アンケートの回答方法は、紙を学校に提出する方法のほか、web 回答も可能であったが、web 回答者も調査票の１ページ目を学校に提出することで、教員が未提出者の把握も行った。学校への依頼にあたっては、教育長とも意見交換をしながら、校長会などの場で説明を行いスムーズに協力を得た。（→7-1 四万十市の事例）

4-3 協議会の設置・運営

自治体こども計画策定のために設置される協議会では、様々な分野の有識者等の意見を取り入れることや、こども・若者、子育て当事者等の意見を踏まえ実効性のある計画策定のための議論をすすめることが期待されます。



Point

- ☞ 協議会は、新規の立ち上げ・既存の協議体の活用、条例に基づく設置等、様々な位置付けにより設置することができます。
- ☞ 協議会には、適正な議論のため様々な立場の構成員を参画させることが望ましく、こども基本法の理念に基づき、こども・若者や子育て当事者等の参画を推進することが期待されます。

■ 協議会の位置付け

自治体におけるこども施策の適正かつ円滑な実施においては、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、その手段として、こども基本法では、協議会を組織することができます。

協議会は、新たに立ち上げることもできますし、既存の協議体を活用することも可能です。

なお、既存の協議体を活用する場合、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を必ずしも求めているわけではありません。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

■ 協議会の構成員例

協議会では、構成員が自治体こども計画の必要性や地域の課題認識を共有化し、その解決のための施策を議論し、施策の実施に関わっていくことが求められます。そのためには、議論への積極的な参加が可能な、十分な資質を持つ人材の参画が重要となります。特定の分野だけではなく、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野との連携など、地域の課題に対応した構成員を想定しましょう。

協議会の構成員としては、上記分野における有識者、当該自治体の担当部門、庁内検討組織（教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）の各部門、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されており、自治体が構成員を選定することができます。構成員の例としては、以下が挙げられます。

【協議会の構成員（例）】

- ・有識者（大学・研究機関の学識経験者等）
 - ・自治体の担当部門
 - ・庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）
 - ・地域のこども・若者や子育て当事者等
 - ・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）
 - ・地域で活動する民生・児童委員
- 等

■ 協議会の運営に関する留意点

協議会においては、基本的には、事務局において説明資料を作成し、各協議会の前半で資料説明を行ったのち、メンバー間での協議を進め、資料に対する意見を聴取します。協議会での意見については、次回の協議会に提出する資料に反映させ、最終的に、協議会において、計画案の承認を得ることとなります。

協議会の運営に関する留意点としては、以下が考えられます。

留意点①：立ち上げ時期・スケジュール

協議会の立ち上げ時期に関しても特に制約はありません。計画の策定に向けて検討を進める段階で速やかに立ち上げるようにしましょう。

ただし、事前に何も準備を行わないまま協議会を立ち上げることは、自治体の担当部門が調整に苦勞するだけでなく、自治体こども計画の必要性や地域の課題認識の共有化が図られにくく、協議会で議論が発散する、ビジョンが共有されないまま、他の地域の計画を模倣して形だけ整えられた画一的で地域の実情に合わない計画ができあがる等の危険性がありますので、事前の準備段階も含めて、できるだけ余裕を持ったスケジュールを立てることが望ましいです。

留意点②：議論の活性化の工夫

協議会の構成員（特に、庁内の関係部門以外の外部の構成員）に対して、会議の場で何を議論したいのかを事前に明確化し、各構成員が会議に先立ち行うべきことを伝え、コメントを考える時間等を確保するようにしておきましょう。また、自治体が有する既存の組織等の活用も考えながら、議論を活性化させる工夫をしましょう。また、資料を会議開催前に委員に送付し、必要に応じて事前に内容について簡単な説明を行うことも有効です。

留意点③：検討期間や開催回数

協議会における検討期間や開催回数等は、各地域における過去の検討状況や必要と思われる協議内容によって異なります。特に規定はありませんので、各自治体において適切に設定してください。

事例＜京都府京都市＞

京都市では、「京都市はぐくみ推進審議会条例」に基づき「京都市はぐくみ推進審議会」を設置している。審議会の委員は、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者、市民公募委員等からなり、このうち市民公募委員については、青少年（15歳以上30歳未満）委員の参画を進めている。公募は適宜青少年団体へと情報共有していることもあり、こうした年齢層の委員への登用実績もあるという。

（１）次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 0歳から小学生までのお子さんの保護者で、お子さんが京都市内の幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、学童クラブのいずれかを利用されている保護者

イ 15歳以上30歳未満の方（ただし、中学生を除く。）

ウ 京都市の子ども・若者に係る支援施策の推進に理解、関心のある方

（２）京都市内に居住（又は通勤・通学）されている方

（３）日本語での会話や読み書きができる方

（４）国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方

（５）平日（夜間を含む。）に開催される会議に出席できる方

（６）本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方

令和6年1月30日付の公募より抜粋（京都市HPより）

4-4 関係機関との連携

自治体こども計画の策定にあたっては、担当部局と、庁内外の関係機関との連携が重要です。



Point

☞ 庁外の関係機関との連携には、庁内外の関係機関とのネットワークを充実し、様々な議論の場を整備することが重要です。

■ 連携を図る関係機関

自治体こども計画の策定にあたっては、関係者間で計画の必要性や地域の課題認識の共有化を図ることが非常に重要であり、そのためには庁内の関係部門、協議会構成員のほかに、こども・若者や子育て当事者、教育機関等の様々な関係機関とのネットワークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていく必要があります。

連携を図る主な関係者・関係機関としては、以下が挙げられます。

【連携を図る主な関係者・関係機関（例）】

○庁内

- ・施策の担当部門
- ・庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）

等

○庁外

- ・有識者（大学・研究機関の学識経験者等）
- ・地域のこども・若者や子育て当事者等
- ・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）
- ・地域で活動する民生・児童委員
- ・教育機関（学校、保育所、教育センターや職業訓練所等）

等

■ 関係機関と連携を図る上での留意点

自治体こども計画の策定には、庁内外の関係者が多いため、協議会を設置する場合も、協議会本体だけではなく、関係者による作業部会・分科会や市民参加のワークショップの開催、イベントとの連携など、関係者が議論しやすい環境を整備することが重要です。

以下に、具体的な留意点の例を挙げています。

留意点①：協議会の下部組織（作業部会・分科会）の設置

自治体こども計画の策定には、庁内外の関係者が多く、その立場も多岐にわたるため、協議会を設置する場合も、協議会という限られた場の中で議論を閉じてしまうと、検討に必要な視点が漏れてしまったり、深掘りした議論ができなかったりすることもあります。

このような状況を回避するため、協議会の下部組織として、例えば、自治体の担当者、・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）、こども・若者の代表、子育て当事者の代表、教育機関の代表者など協議会構成員に限定しないメンバーからなる作業部会・分科会を立ち上げて深い議論を行ったり、事前に議論内容の調整を図ったりすることで検討をより効率化できます。

また、このような下部組織は、協議会とは異なり手軽に組織しやすいことから、自治体こども計画の策定を行うことを決めた段階で立ち上げておくことも有効です。計画策定作業に着手する前から定期的に関係者で地域の課題を議論し、ビジョンを共有化しておくことが計画策定作業着手後の円滑な議論につながることもあります。

留意点②：庁内での情報共有

計画策定に向け、庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）とワーキンググループを立ち上げ、定期的に意見交換を行うことで、施策を検討する際の部門間での役割分担の調整がスムーズになります。

また、ワーキンググループの結成が難しい場合でも、常日頃から関係部門と担当部門間で密に情報共有を図りましょう。

事例＜愛知県名古屋市＞

名古屋市では、計画策定の諮問機関である「なごや子ども・子育て支援協議会」のもとに計画策定にかかる5つの部会を設けている。このうち「子ども・若者計画部会」、「子育て家庭計画部会」、「教育・保育計画部会」においては、それぞれ学識経験者や関係団体の所属員が部会員となっており、部会の中で支援団体等からのヒアリングを実施している。

部会名	主な検討事項	ヒアリング団体
子ども・若者計画部会	子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	・ なごや若者サポートステーション ・ 名古屋市子ども・若者総合相談センター
子育て家庭計画部会	子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	・ 特定非営利活動法人こども NPO ・ 特定非営利活動法人起業支援ネット ・ 特定非営利活動法人子育て支援の NPO まめっこ
教育・保育計画部会	教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	・ 名古屋市私立幼稚園 PTA 連合協議会 ・ 名古屋市立幼稚園 PTA 協議会 ・ 名古屋民間保育園連盟保護者会連合会 ・ 名古屋市公立保育園父母の会

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

4-5 予算の確保

計画策定にかかる予算は、協議会費、調査委託費、印刷・製本費等、必要な費目を勘案し確保します。計画策定が複数年度にまたがる場合は、複数年度の予算に計上します。なお、自治体によっては既に次期計画策定にかかる予算要求が終了している場合も想定されますが、補正予算やその次の計画策定時の参考となるよう、ここでは一般論として予算確保の概要を紹介しています。



Point

☞ 計画策定にかかる予算は、職員の増員の有無や業務の外部委託の有無等、自治体の状況に応じて、必要な費目を設定します。

■ 予算計上する費目

自治体こども計画策定のために予算確保が必要な費目としては、以下が挙げられます。

【自治体こども計画策定のため計上する必要がある主な費目（例）】

- ・ 計画策定のための事務費（事務用品、PC 等）
- ・ 計画策定にあたって必要な調査の外部委託費
- ・ 協議会等の運営費
- ・ 冊子の印刷・製本費 等

ただし、上記費目は、自治体こども計画を策定する全ての自治体において必要となるとは限らず、職員の増員の有無や、一部業務の外部委託の有無等に応じて、必要となる予算額は異なります。このため、財政部門や関係する部門と協議・調整しながら、予算計上が必要な費目を設定する必要があります。自治体こども計画策定のスケジュールが複数年度に跨る場合は、策定スケジュールに対応して、予算計上が必要な費目を定める必要があります。

また、こども施策の推進を図るため、自治体こども計画の策定を支援することを目的とするこども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）を活用することも有効です。こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）の補助要綱はこども家庭庁ホームページにて公表しているほか、募集状況や予算措置状況は随時、情報発信していきます。

スケジュールが単年度の場合でも複数年度の場合でも、初年度は新規の予算要求となるため、財政部門への事前相談や協議・調整は早めに開始し、自治体こども計画を策定する意義を丁寧に説明しつつ、準備を進めていくことが必要です。そのためにも、必要となる費目について、関係する部門との協議・調整や見積書の取得等を早期に実施しておくことが重要です。

事例

自治体規模別の計画策定にかかる予算額内訳の例を以下に示す。(A 県と B 市は現行計画に向けた当初予算、C 市は次期計画に向けた予算要求額)

	A 県 (都道府県)	B 市 (大規模市町村)	C 市 (小規模市町村)
アンケート調査委託費	2,500 千円	12,534 千円	約 2,500 千円
計画策定支援委託費	－	－	約 5,000 千円
協議会運営費（委員謝金・旅費）	959 千円	－	－
印刷・製本費	800 千円	1,584 千円	－
県民フォーラム開催委託費	2,000 千円	－	－
リーフレット作成委託料	－	340 千円	－
その他（消耗品・郵送費等）	741 千円	－	約 900 千円

4-6 外部委託

計画策定にあたって必要な調査や、協議会の運営、計画素案の作成等、担当部局のみでは人員が足りない場合や、専門的な技能が必要な場合は、外部委託の検討を行います。



Point

☞ 計画策定にかかる業務の一部を外部委託することは、業務効率の面から有用ではありますが、委託にて実施する場合においても、地域の実情を反映した計画づくりのためには、担当課を中心とした行政と業者との綿密な連携が欠かせません。

■ 外部委託にて実施する事項

自治体こども計画の策定を進めていく上で、必要に応じて民間コンサルタント会社等を活用していくことも考えられます。

コンサルタント等の活用方法としては、大きく分けて、「特定・個別の調査・分析」及び「協議会の運営から計画作成までの総合的なコンサルティング」が想定されます。自治体を取り巻く状況（人員、予算、策定する計画の方向性）に応じて外部委託の必要性や活用を検討することが必要です。

【「特定・個別の調査・分析」の主な委託事項（例）】

- ・ こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ・ 子どもの貧困に係る調査
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 等

【「協議会の運営から計画作成までの総合的なコンサルティング」の主な委託事項（例）】

- ・ 「特定・個別の調査・分析」の委託事項
- ・ 協議会等の運営
- ・ 計画素案の作成
- ・ 計画素案に対するこどもや子育て当事者、その他関係者の意見を反映させる機会の確保（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント等）
- ・ 計画を取りまとめた冊子の印刷・製本 等

■ 外部委託を行う上での留意点

自治体こども計画の策定を進めていく上では、多岐にわたる調査の実施と各調査を取りまとめて、その結果を計画素案に反映させる必要があることから、民間コンサルタント会社等有

する専門的な調査・分析手法の活用は有効であると考えられますが以下の点に留意が必要です。

留意点①：担当職員との綿密な連携

自治体こども計画の策定を進めていく上で実施する各種の調査・分析は、地域が抱える課題や将来像を共有し、それら进行分析・解決するために必要なデータを取得することが重要です。また、地域の実情を知る自治体の担当職員も調査に同行する等、綿密な連携を図ることが望ましいです。また、計画策定段階前の事前準備段階から相談等を行うことで、地域の実情に応じた効果的な調査・分析の企画立案が可能となります。

留意点②：事業者選定方法

事業者選定方法としては、最も価格の低い事業者を選定する「競争入札方式」と、事業者から提案を求めて、提案内容や実績等から総合的な評価を行い、最も評価点の高い事業者を選定する「プロポーザル方式」があります。これらの方式の選定に当たっては、発注する業務内容に応じ、適切に選定することが重要です。プロポーザル方式は、一般的に事業者選定のための期間がかかること、事業者選定の公平性・透明性の確保を図る必要があること等に留意ください。

プロポーザルにより業者を選定する場合には、企画提案内容から、豊富な経験に加え、一緒に地域の課題に向き合ってくれるかという点が重要です。また、こども・若者への意見聴取を外部委託する場合は、こどもの権利や、こどもの安全・安心を確保した意見の聴き方等に経験のある人材を体制に組み込むことを委託事業者に求めることが望ましいです。

第5章 既存計画との関係

5-1 上位計画・関連計画との整合確認

自治体こども計画で示す施策の内容は、教育、福祉、都市計画など様々な分野と密接な関係を有していることから、都道府県こども計画や自治体総合計画のような上位計画や、以下に示すような他の分野の計画が作成されている場合には、これらの計画との整合が図られていることが必要です。また、関連する部署とは、データの収集から、方針・目標の設定、事業内容の検討などについて、それぞれの段階で連携・調整を行うことが重要です。



Point

自治体がこども基本法に基づく自治体こども計画を策定する場合、当該自治体が定めるこどもに関する計画は、自治体こども計画と関連・整合を図ることが望ましく、また、上位計画や主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策を記載する各種計画とも関連・整合を図ることが望ましいです。都道府県と市町村間に連絡会議等を設置している事例もあります。

【上位計画・関連計画の例】

- ・総合計画
- ・地域福祉計画（社会福祉法）
- ・障害者計画（障害者基本法）
- ・障害児福祉計画（児童福祉法）
- ・教育振興基本計画（教育基本法）
- ・食育推進計画
- ・地域防災計画

事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、現行計画（豊中市子育て・子育て支援行動計画）に、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置付けを持っており、同計画の策定にあたって大阪府が音頭を取り、府の連絡会が設置されている。連絡会では、子ども・子育て支援事業計画を府内で整合を取って推進していこうという趣旨のもと、国の指針の確認や大阪府が実施するアンケートの項目の共有等が行われている。

事例＜京都府京都市＞

京都市では、京都府と情報を互いにメールで連絡をする体制が整っており、計画を打ち出す方針や調査の実施予定など、密に情報共有をしている。例えば令和5年12月に、京都府が「京都府子育て環境日本一推進戦略」を改定した際には、すぐに府より情報共有があったという。

○教育振興基本計画との連携について

自治体こども計画を策定する際には、教育基本法第17条第2項に基づく自治体計画を定めている場合、それらと整合を図ることが望ましいです。自治体の中にはすでに相互に関連した計画として策定している事例もあります。

整合を図る際は自治体内の首長部局と教育委員会がよく連携しながら、地域の実情に応じた内容となることが望ましいです。

事例＜京都府京都市＞ 教育振興基本計画との連携

2 計画の位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

位置 付け	・ 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画	
	・ 京都市子ども・子育て支援事業計画	・ 京都市母子保健計画
関連	・ 京都市新・放課後子ども総合プラン	・ 京都市社会的養育推進計画
	・ 京都市ひとり親家庭自立促進計画	・ 京都市子ども・若者計画
関連	・ 子育て安心プラン	・ 障害児福祉計画
	・ 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	
関連	・ 京都市の教育振興基本計画	・ 京都市の教育に関する「大綱」
	※ ともに、京都市基本計画の該当部分に位置付けられています。	

5-2 一体とできる計画の確認

こども基本法第十条の4及び5では、自治体こども計画は“子ども・若者育成支援推進法第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）計画その他法令の規定により都道府県（市町村）が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる”とされています。自治体こども計画策定にあたってはこれを考慮し、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするのが期待されます。



Point

- ☞ 計画を一体とすることで、行政側としては施策の円滑な実施等、市民生活においては、わかりやすさの向上等の効果が見込まれます。
- ☞ 計画を一体とする際には、一体とする計画の期間のズレの調整など留意すべき事項があります。

■ 一体とできる計画の検討

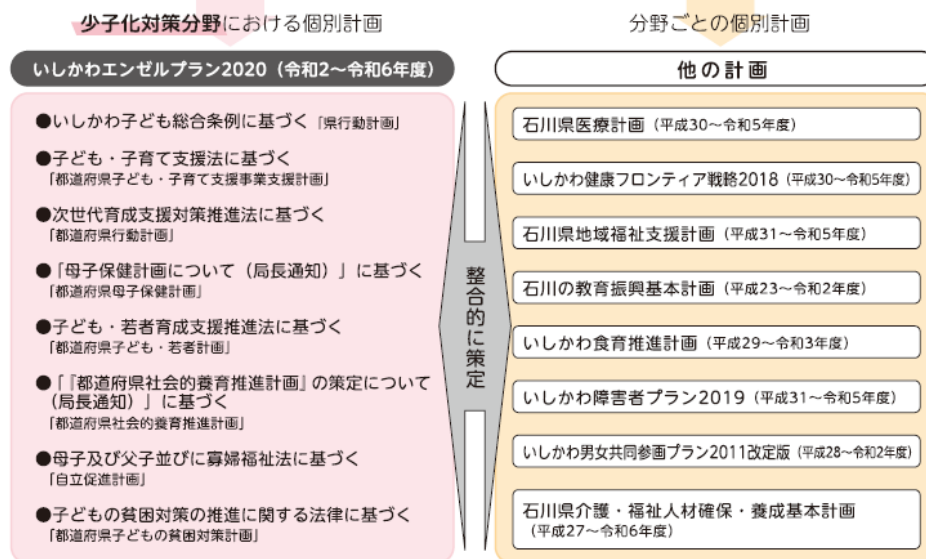
こども基本法に明記された、子ども・若者育成支援推進法に規定する都道府県（市町村）子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する都道府県（市町村）計画のほか、一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針としては、以下が挙げられます。推進するこども施策の内容や目的などに応じ、一体とする計画を検討します。

一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
		成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

事例＜石川県＞

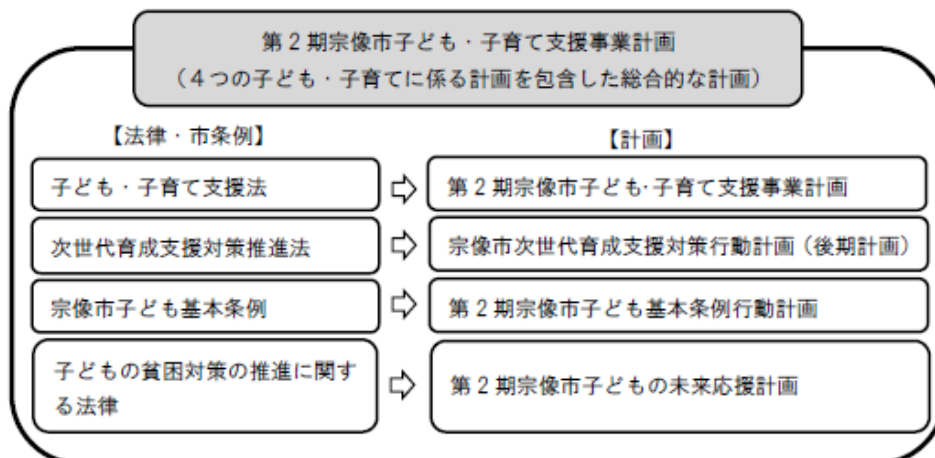
石川県では、「いしかわエンゼルプラン 2020」を、こども基本法に明記された2計画や少子化対策大綱の内容を一体的に策定している。



「いしかわエンゼルプラン 2020」より

事例＜福岡県宗像市＞

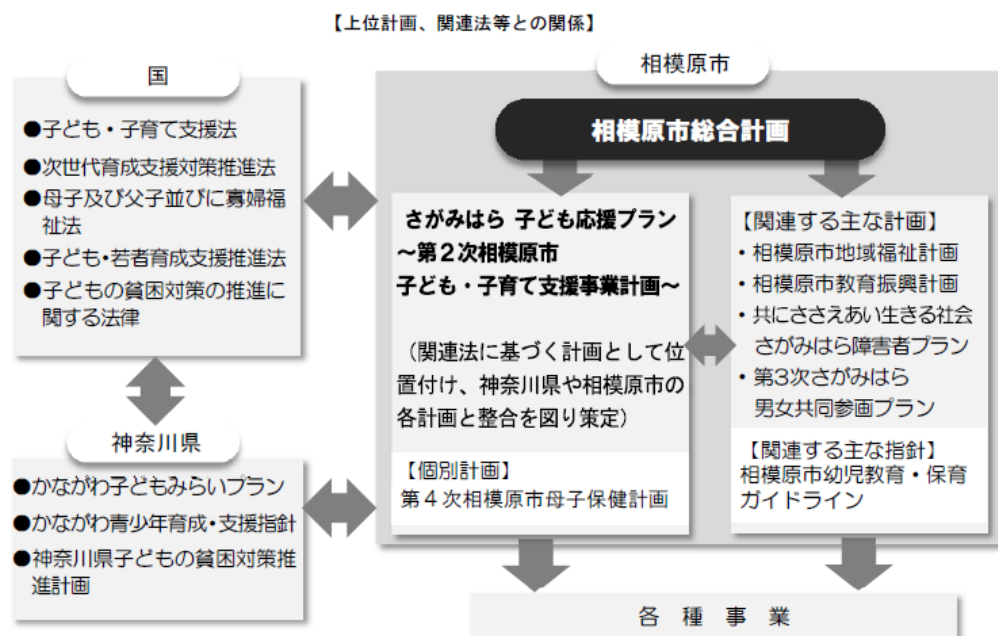
福岡県宗像市では、「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を包含して策定している。



「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」より

事例＜神奈川県相模原市＞

神奈川県相模原市では、「さがみはら子ども応援プラン」を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」等を包含して策定している。



「さがみはら子ども応援プラン」より

計画を一体とすることの効果・利点

計画を一体とすることについて、以下のような効果・利点があります。

＜施策実施面＞

・部局間の円滑な連携

こどもに関する施策は、多様な分野と関係しています。そのため計画を一体として同じ指針を持つことで、部局間で円滑に連携し、庁内が一体となって施策に取り組みやすくなります。

・横断的な捉え方、評価

こどもから若者までの施策をそれぞれの計画で策定している場合、計画を一体とすることでライフステージを通した横断的な捉え方や評価ができ、不足する部分や重複する部分がわかりやすくなり、切れ目のない支援をすることができます。

・事務負担の軽減

子育て支援に関しての事業や計画は複数ありますが、それらを担当する課や職員は重複する場合があります。目的や趣旨が類似している計画を一体的に策定することで、効率的に業務を行うことができます。

<市民生活面>

- ・計画のわかりやすさの向上

1つの計画で方針などを確認することができ、読み手としてのわかりやすさを向上させることができます。

- ・アンケートの回答負担軽減

内容が重複する計画が一体化することで、調査の内容が重複することが減り、何度も同じようなアンケートを回答する必要がなくなることで、市民の負担が軽減されます。

具体的には以下の事例があります。

事例<滋賀県>

- ・議会その他の対外的な説明において、統一的な資料として一貫した説明が可能となる。
- ・各法律の目的達成手段としての個別計画ではなく、こども・若者政策を俯瞰的視点から記述できる。
- ・各計画間での内容や目標値、表現等の齟齬を回避できる。
- ・体系的に記載事項を整理することで一覧性が向上する。

ヒアリングより

事例<石川県>

- ・計画を一体として策定し、所管課を1つにまとめているため、プランの改定の際に考慮すべき各法律等の変更や、プランに盛り込むべき事項の洗い出しの際に、意思疎通がスムーズになる。
- ・ヤングケアラーのような、子どもに関するプランに新しく位置付けるべき事項を、どの計画に盛り込むべきかを迷うことがない。

ヒアリングより

■ 計画を一体とすることの留意点

計画を一体とすることの留意点として、以下が挙げられます。

留意点①：計画期間のズレ

計画を一体とすることの際に計画期間にズレが生じる場合があります。計画期間のズレの調整方法として以下の事例があります。

・統合する計画の計画期間の延長

事例＜神奈川県相模原市＞

子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画を統合する予定だが、目標年次が異なるため、子ども・子育て支援事業計画に合わせて母子保健計画部分の計画期間を延長している。

・統合する計画の計画期間の縮小

事例＜山形県＞

子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭自立促進計画の2つの計画は令和7年度までが計画期間であるが、1年前倒しで施策評価を行い、統合する予定。

・計画見直しのタイミングで調整

事例＜京都府京都市＞

法令等に基づく計画期間が違ふと根本的な調整は困難であるとの考えにより、反映させるべき情報については、適宜直近の計画見直しのタイミングで反映している。例えば、京都市はぐくみプランと京都市障害児福祉計画は計画期間が異なるが、直近の計画見直しのタイミングで数値目標等を反映している。

留意点②：複数の関係担当課との調整

計画は幅広い分野と連携して実施するべき一方で、こどもとの関わりの濃淡によって担当課により意識に差がある場合があります。本ガイドラインで示しているように、連携の必要性を示して理解をしてもらうことが重要です。

第6章 計画策定のための調査・分析

自治体こども計画に記載する課題やニーズ把握の手段として、大きく分けて定量的調査と定性的調査が考えられます。想定される課題・ニーズや推進したい施策に合わせて、調査手法・調査対象等を検討することが望ましいです。



Point

各調査の長所・短所を理解しながら、目的に合わせて調査手法や対象者を検討しましょう。

調査の種類

計画策定のための調査手法には大きく分けて「定量的調査」と「定性的調査」があります。それぞれの調査の長所・短所は下表の通りです。定量的調査の代表例はアンケート調査、定性的調査の代表例はヒアリング調査です。また最近では、定性的調査の一つとしてテキストマイニングという文章を細分化しその出現頻度や時系列等を分析する手法もあります。

調査手法は様々ですが、必要に応じて組み合わせた調査を行うことが望ましいです。

定量的調査と定性的調査の長所と短所

	定量的調査	定性的調査
長所	・多数のサンプルを扱える ・客観的な数値で比較できる ・指標として扱いやすい	・個別具体的な情報が得られる ・少数派の意見を拾うことができる
短所	・個別具体的な情報が得られない ・多数派の意見が拾われやすい	・多数のサンプルを扱うことが難しい ・計画や施策への反映に、主観の影響を受けやすい

対象者の検討

調査の対象者には、未就学児、小学生、中学生、保護者、若者、子育て当事者、施設責任者・利用者、広く市民等が想定されます。なお、こどもを対象にしたヒアリング調査を実施する場合は、特に情報の取り扱いや聞き方に留意する必要があります。（詳細は第7章を参照）

事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」の策定にあたり、2つのアンケートを実施しており、保護者や子ども、関係者など幅広く対象としている。

①子育て・子育て支援に関するニーズ等調査

【対象】

対象者		対象者数	抽出人数	有効回収数	有効回収率
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	22,142人	4,206人	2,260件	53.7%
	小学生（6～11歳児）の保護者	22,689人	2,502人	1,323件	52.9%
子ども本人	小学5年生	3,772人	868人	448件	51.6%
	中学2年生	3,580人	929人	410件	44.1%
	高校2年生相当年齢の方	3,711人	817人	228件	27.9%
合計		55,894人	9,322人	4,669件	50.1%

「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

【内容】

・保護者：

生活習慣、就労状況、保育サービスの利用状況、一時預かり、病気時対応、地域子育て支援事業、相談相手、子育て支援サービスの認知度・利用意向、地域での子育て環境、育児負担、育休についてなど

・子ども：

生活習慣、学校生活・学習、日常の家庭や地域における状況、子ども自身の思い、友達づきあい、不安や悩み、大人や将来についてなど

【方法】

郵送配布・回収

②地域の子育て・子育て支援の関係者へのアンケート

【対象】

民生委員・児童委員、校区福祉委員会、社会福祉（高齢、障害、児童）事業者、自治会、自主防災組織などの団体関係者

【方法】

地域福祉ネットワーク会議（生活圏7ブロックごとに開催）で配布・回収

■ 具体的手法の検討

アンケート調査の場合、郵送、web、学校・保育施設等を介した配布・回収等が想定されます。ヒアリング調査の場合、個人を対象としたヒアリングや複数人を対象としたグループヒアリング等が想定されます。また、開催方法は対面式、web 会議式が考えられます。

■ 調査の留意点

調査の留意点として、以下が挙げられます。

留意点①調査内容の検討

調査の内容や項目については先述した協議会にて効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得ることも有効と考えられます。

事例＜静岡県浜松市＞

浜松市では「浜松市子ども・若者支援プラン」策定にあたって、2つのアンケートを実施している。

①子ども・子育てに関するニーズ調査

【対象】浜松市在住の就学前児童の保護者 3,000 人及び小学生の保護者 2,000 人

【内容】子育て支援に関するニーズ調査（主に教育・保育・子育て支援や放課後児童会）

	就学前児童保護者	小学生保護者
1	お住まいの地域について	お住まいの地域について
2	お子さんご家族の状況について	お子さんご家族の状況について
3	子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4	お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5	お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6	お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7	お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8	お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	
9	お子さんの不規則な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12	子供の貧困対策について	

「浜松市子ども・若者支援プラン」より

【方法】

郵送配布・回収

②子どもの生活実態調査

【対象】

浜松市在住の小学5年生の子ども及び保護者 3,000 世帯

浜松市在住の中学2年生の子ども及び保護者 3,000 世帯

【内容】

保護者調査	子ども調査
・あなたと世帯のことについて ・お子さんの両親について ・家計状況について ・お子さんとの関わりやお子さんの将来について ・子育ての悩みや子育て支援の制度について	・あなたのことについて ・健康や食事のことについて ・ふだんの生活のことについて ・学校生活や勉強のことについて ・ふだん感じていることについて

【方法】

郵送配布・回収

③ひとり親家庭に対する実態調査

【対象】 児童扶養手当受給者（子どもの年齢を問わず、広く調査への協力を依頼）

【内容】 ひとり親や子どもの修学を支援する制度、生活や子育ての悩み、養育費等

【方法】 児童扶養手当現況届窓口にて配付、オンラインまたは窓口で回答

④支援者アンケート

【対象】

学習支援や子ども食堂などを実施している支援団体、

民生委員児童委員やスクールソーシャルワーカー

【内容】 活動内容、支援者対象者が抱えている課題、今後必要と考える支援等

【方法】 メール・FAX

事例＜福岡県宗像市＞

宗像市では「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定にあたって3つのアンケートを実施している。②子どもの生活に関する実態調査は、貧困家庭やヤングケアラーの発見を目的として実施されているが、調査名からはそうした意図が明瞭にならないものとしている。（→留意点③センシティブな問いへの配慮 宗像市の事例）

①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

【対象】

未就学児の保護者、小学生の保護者

【内容】

子育て支援施策に対するニーズに関すること

【方法】

郵送配布、郵送・web回収

②子どもの生活に関する実態調査

【対象】

小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者

【内容】

貧困に関すること、ヤングケアラーに関すること

【方法】

学校配布、学校・web回収

③子ども・若者育成支援に関する意識調査

【対象】

15歳～39歳の市民

【内容】

引きこもりに関すること、少子化に関すること

【方法】

郵送配布、郵送・web回収

留意点②回答率を高める工夫

アンケート調査票の質問項目やヒアリング調査で聞く内容が多いと、回答者の負担となり、回答率が下がってしまったり、関心を持っている回答者の意見に偏ってしまったりする可能性もあります。

学校の全学年を対象とするアンケート調査では、学校に配布・回収を依頼することで回収率をあげることができます。しかし、学校によっては対応しきれない場合があり、教育現場の実情に合わせて検討する必要があります。

事例＜東京都豊島区＞

豊島区では、「豊島区子ども・若者総合計画」策定にあたって、「区民調査」と「子ども施設職員・地域団体等調査」の2つのアンケートを実施している。区民調査では、子どもにとって負担が減るように、重要な問題だけに絞って調査票を作成している。以前は郵送による回収のみであったが、Webでも回答できるよう変更している。また、調査の途中でお礼状兼督促状としてハガキを送付している。

【対象】

- ・就学前の児童の保護者、小学校1～3年生の保護者、小学校4～6年生の保護者、中学生の保護者、小学校4～6年生の子ども本人、中学生・高校生等本人、18～29歳の若者を住民住区台帳から抽出（区民調査）
- ・子ども施設の職員や地域団体（子ども施設職員・地域団体等調査）

対象者		子ども・若者の年齢	配付数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5歳	1,500	738	49.2%
	②小学校1～3年生保護者	6～8歳	750	405	54.0%
	③小学校4～6年生保護者	9～11歳	750	305	40.7%
	④中学生・高校生等の保護者	12～17歳	1,500	544	36.3%
子ども 若者	⑤小学校4～6年生本人	9～11歳 (上記③の子ども)	750	279	37.2%
	⑥中学生・高校生等本人	12～17歳 (上記④の子ども)	1,500	455	30.3%
	⑦若者	18～29歳	1,500	302	20.1%
合 計			8,250	3,028	36.7%

区分	対象者	配付数	回収数	回収率
①区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所の職員	300	272	90.7%
②地域団体	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会	350	212	60.5%
合 計		650	484	74.5%

豊島区子ども・若者総合計画より

【内容】

- ・「豊島区子どもの権利に関する条例」認知度、子どもの権利侵害の状況、地域の遊ぶ・スポーツする場所、おとなに意見を聞いてもらえるか・子どもの意見を聞いているか等（共通）
- ・自己肯定感、地域活動の参加状況、学校は楽しいか、悩みや困っていること等（子ども・若者）
- ・主な子育て者、母親の就労状況、教育・保育事業の利用状況、子育ての楽しさ、地域活動の参加状況、子育て施策の要望等（保護者）
- ・就労状況、地域活動の参加状況、選挙参加状況・意向等（若者）

【方法】

郵送で配布・回収、WEB 回答

事例＜高知県四万十市＞

四万十市では、「四万十市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたって、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しており、郵送以外にも、保育施設や学校での配布・回収を行うことで高い回収率を実現している。

【対象】

- ・四万十市内在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
- ・四万十市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未 就 学 児 童	1,242件	966件	77.8%
小 学 生 児 童	1,223件	1,039件	85.0%
合 計	2,465件	2,005件	81.3%

四万十市子ども・子育て支援事業計画より

【内容】

お子さんご家族の状況、子どもの育ちをめぐる環境、保護者の就労状況、平日の定期的な教育・保育事業の利用、地域の子育て支援事業の利用状況、土曜日・休日などの幼稚園・保育所等の利用希望、病気の際の対応、不定期の保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用、小学校就学後の放課後の過ごし方、育児休業や短時間勤務制度等 職場の両立支援制度、子育てに関する情報、行政への要望

【方法】

郵送、保育施設での配布・回収、学校での配布・回収

留意点③センシティブな問いへの配慮

貧困や困難を抱える子どもに対する問い等、センシティブな問いでは、文言や聞き方に配慮する必要があります。手法については地域の実情に合わせ内部で十分に検討することが求められます。

事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、「こどもすこやか育みプラン」の策定にあたって、「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施している。学校の授業時間内での調査の実施を検討したものの、センシティブな内容が先生方の目に触れてしまう可能性があることや、学校に問合せが入り現場の負担となってしまうことなどを考慮し、郵送での配布回収としている。

事例＜京都府京都市＞

京都市では、「京都市はぐくみプラン」策定にあたって、アンケートの設問・選択肢の文言に十分に配慮し、答えたくない質問については、回答いただかなくても構わない旨の文言を記載している。

事例＜福岡県宗像市＞

宗像市の「子どもの生活に関する実態調査」では、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象としている。小学5年生の場合、回答する際に質問の意味を聞くなど大人の手助けがいると考えられるが、貧困やヤングケアラーに関しての内容であるため（→留意点① 調査内容の検討 宗像市の事例）、保護者の影響を受けないよう、学校の授業の一環でアンケートを実施する予定である。

事例＜秋田県湯沢市＞

湯沢市では、市内の全中学生を対象に、家庭内での困りごとを調査する「子どもの生活アンケート」を実施した。本アンケートは、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等の状況により支援が必要な生徒を発見することを目的としているが、「ヤングケアラーアンケート」等、直接的な表題としないことで、回答しやすいような配慮がなされている。

また、家庭の状況を問う内容のため、学校のタブレット端末で回答する方式としており、設問の最後には相談窓口を紹介している。

～中学生のみなさんへ～

学校や家庭生活のことで悩んだり困ったりしたときは、ひとりで抱えず、学校の先生やスクールカウンセラーなど信頼できる大人に相談することをおすすめします。

自分のことや家族のことを話すのはとても勇気のいることですが、思い切って「言葉」にしてみることで、解決につながる方法が見つかったり、気持ちを軽くしたりすることができるかもしれません。

もし、話すことに抵抗があったり、まわりに話を聞いてくれる大人がいなくても、下記のような相談先があります。

サポートしてくれる人は必ずいますので、勇気を出して相談してみませんか。

名称	電話番号	受付
湯沢市子ども未来課 子ども子育て応援班 (保健師または家庭相談員まで)	0183-55-8275	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
湯沢市健康対策課 (保健師まで)	0183-73-2124	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
南児童相談所	189(いちはやく)	24時間 365日 (休日夜間は中央児童相談所につながります)
子ども家庭電話相談 「電話相談よい子に」	フリーダイヤル 0120-42-4152	24時間 365日 (中央児童相談所につながります)

湯沢市「子どもの生活アンケート」より

アンケートの実施検討にあたっては、教育委員会や校長会と協議・意見聴取を行っているほか、アンケートの集計結果は学校に共有、アンケートの結果から支援が必要な生徒については学校、教育委員会と情報共有を行っている。この結果、ヤングケアラーに該当すると判断できる世帯や、支援を要すると疑われる世帯への、家計支援、相談支援等、実際の支援実績につながっている。

パターン1（学校）

教職員の気づき

学校内で共有・協議

必要時相談
また判断に迷う気になる
ケース等も相談

パターン2（市子ども未来課）

タブレット端末による
「子どもの生活アンケート」の実施

- ・アンケート内容は市に直接届き、市で集計する
- ・全集計結果は学校に還元

支援が必要と思われるケースを抽出
(例) アンケートで「はい」の回答が多い
自由記載で困りごと等を記載している など

※判断に迷う気になるケース等についても、随時情報共有し、必要に応じて対応する

市子ども未来課、市教育委員会及び学校で共有・協議（支援の必要性の有無を検討・判断）

※支援が必要と判断されたら…

ケース会議（市子ども未来課、市教育委員会及び学校）

（リスクアセスメント、役割分担の検討等）

湯沢市資料より支援までのイメージ図

第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映

7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取

こども基本法第十一条では、“地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”とされています。自治体こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれます。



Point

☞ こども・若者に直接意見を聴取するとともに、困難を抱えるこども・若者やそれを支援する施設の職員など、子育て当事者も含め、なるべく多様な観点からの意見を聴取します。こども・若者の意見聴取の意義や、聴取した意見の反映方法、そのほか留意点等は「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline> をご参照ください。

意見の聴取対象

聴取対象は、こども・若者に加え、保護者や関係施設の職員など、子育て当事者も検討します。

こども・若者、子育て当事者への意見聴取対象例

聴取対象	備考
幼児期のこども	-
学童期・思春期のこども	-
青年期の若者	-
子育て当事者	-
声を聴かれにくいこども・若者	声を聴かれにくい状況とは、例えば、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこども等が考えられる。より困難な状況にあるこどもこそ声をあげにくいことを認識し、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

■ こども・若者へのアプローチ方法

意見聴取の対象とすることこども・若者へのアプローチ方法は以下のような方法があります。

① 公募

- 意見聴取の対象者を公募で募集する際には、公平性を重視しつつ、その構成は可能な限り年齢や性別、居住地域等のバランスをとり、特定の属性の意見に偏らないよう考慮する。
- 一方で、同じ属性同士のほうが話しやすい場合もあるため、意見聴取の目的や内容によって募集方法やグループ分けを検討・判断する。
- ホームページや広報誌への掲載、SNSによる発信のほか、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設などこどもや若者の生活の場や活動の場を通じた幅広い周知により、参加者の多様性や公平性を全体として確保する。

② 教育委員会や学校との連携

- 様々なこどもたちに参加の機会を広げるに当たって、教育現場との連携は有効です。学校からの推薦や無作為抽出による参加、出前授業の機会を活用した意見聴取、児童・生徒用の端末を活用した GIGA スクール構想との連携などが考えられる。

③ 地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等との連携

- こども議会やユースカウンスル等地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等と連携し、当該団体に属することこどもや若者が中心となって、地域のより多くのこどもや若者の声を集約する。

④ 地域のこども・若者から代表を選出

- 地域のこども・若者を対象にした選挙等によりその地域の代表者を選出する。

⑤ 継続的な参加の機会

- 一度きりの意見聴取だけでなく、施策の内容や目的に応じ、政策をより効果的なものにしていくための継続的・定期的な意見交換の場の設定や活動も検討する。

⑥ こどもや若者の活動の場や生活の場における意見交換

- 児童館や放課後児童クラブ、児童養護施設等こどもや若者が利用したり生活したりしている施設等を訪問する機会を捉えて声を聴く、無作為に抽出して訪問する等の取組を行うことで、積極的に意見を言わない・関心が薄いこどもや若者、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや若者の参画機会を広げる。

事例＜愛知県名古屋市＞

- ・名古屋市では、幅広い対象から意見を聴取するために、こども（10歳～17歳）、保護者、若者（18歳～39歳）を対象としたアンケートによる定量調査を実施するとともに、ヒアリングや座談会により、調査員が直接意見を聴取する定性調査を実施している。
- ・ヒアリング調査は、こども（小学生、中学生、高校生）のみだけでなく、未就学児の保護者や若者の就労支援を行っている団体等、普段からこどもと接する機会が多い対象も実施している。

表 意見聴取の対象の例（定量調査）

■定量調査一覧

区 分	対 象	内 容
①子ども・若者・子育て 家庭意識・生活実態調査	子 ども 8,000人 若 者 10,000人 保 護 者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、 本市事業の認知度や利用状況、 利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

■定量調査一覧

① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	平成30年7月9日～7月30日		
調査方法	郵送法		郵送法（一部ウェブによる オンライン調査）
調査対象 及び 標本数	10歳から17歳 までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人 （郵送回答1,000人） （ウェブによるオンライン回答9,000人）
抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数 (回収率)	1,482(18.5%)	就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%)	郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)
質問数	・設問58問 ・フェイス項目6問 ・自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・設問99問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問 就学後の子どもの保護者 ・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問	・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問
② 市政アンケート			
項 目	内 容		
実 施 時 期	平成30年10月2日～10月16日		
調 査 方 法	郵送法		
調 査 対 象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)		
標 本 数	2,000人		
抽 出 法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数(回収率)	940人(47.0%)		
質 問 数	「なごやの子どもの育成に関すること」9問		

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

表 意見聴取の対象の例（定性調査）

■定性調査一覧

区 分	対 象	内 容
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者(主に子ども) 名古屋の好きなところなどについてアンケートを実施
	②なごっちワークショップ	参加者(小学5年生～中学1年生) 現在困っていることなどについてアンケートを実施
	③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその保護者) なごや子ども条例に定める子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施
	④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者) 名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施
⑤なごっちサミット	小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について子どもが考え、意見表明 ※ 国際交流課姉妹友好都市周年プレイベントとの合同開催
⑥ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や将来への思いなどについて意見聴取
⑦愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査	子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施
⑧名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング	事業等利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業等利用者や支援者を対象にヒアリングを実施
⑨子育て世代と若者の座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするには」をテーマに意見交換
座談会		
子育て家庭アンケート		
⑩関係団体、支援者等からのヒアリング	未就学児の保護者、若年者の就労支援を行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

■ テーマ設定と事前の準備

こども・若者に関連する幅広い施策において意見を聴くことに加え、こどもや若者がテーマを設定する機会を確保します。テーマについて十分に意見表明できるよう、事前の情報提供や学習機会の確保が求められます。

- テーマは、こどもや若者を支援対象とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策において、こどもや若者との関連性を認識し、その策定プロセスの中で適切なテーマ設定を行います。
- 大人が聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、こどもや若者の側から広くテーマを募集したり、用意されたテーマの中からこどもや若者がテーマを選定できる仕組みを用意したりすることで、こどもや若者のニーズに即した意見反映と主体的なこども・若者参画を促進します。
- 意見を聴く側は、意見を聴取するテーマに関して、こどもや若者の年齢や発達段階に応じた情報を事前に提供し、こどもや若者がテーマについて学習したり考えたりした上で意見表明をできるよう必要な準備を行います。

■ 意見の聴取手法

こども・若者、子育て当事者への意見聴取の手法としては、以下が挙げられます。これらはあくまで例示であり、これらを全て実施しなければならないというものではなく、こども施策の内容や目的などに応じ、多様な手法を組み合わせながら実施することが重要です。

① 対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換

- ・ それぞれについて、グループでの意見交換ほか、必要に応じ、個別ヒアリングもあり得る。意見交換の人数規模、回数、期間など、多様な在り方を組み合わせる。
- ・ SNSの活用においては、フィルタリングが推奨されるものや、こどもの健やかな育成に関する課題についても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、こども・若者本人に対するＩＴリテラシーの教育強化、保護者への丁寧な説明が必要である。また、ＩＴ機器やインターネットを使用できる環境にない、活用が不得手なこども・若者への配慮なども求められる。

② インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場所を通じたアンケート

③ こども・若者を対象としたパブリックコメント

④ 審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画

- ・ 例えば、審議会等において、委員へのこども・若者の登用や、下部組織としてこども・若者からなる会議体の開催。行政の意思決定者の諮問機関としてこども・若者からなる会議体を開催。
- ・ 審議会のように大人の人数が多い話し合いの場では、こどもや若者が話しやすい環境を確保できるよう配慮する。例えば、会議におけるこども・若者の人数をできるだけ多くすることなどが考えられる。
- ・ 参加するこども・若者の名前については、その参画の方法に応じて、イニシャルや

仮名として公表したり、意見の内容から属性を特定できないようにしたりするなど、参加するこども・若者の個人に関する情報が不必要に特定されないように努める。

- ・ こども・若者とともに審議会に参加する大人には、こどもの権利や、活動がこどもにとって安心・安全に行われるようにするための研修を義務付け、こどもに対してしてはいけないこと、留意すべきことをまとめた行動規範の厳守を徹底し、権利侵害が起きない環境をつくる。

⑤ 学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換

- ・ こどもや若者がいつでも意見を言える仕組みや場を設ける。ただし、自由度の高い発言の場は、こどもや若者の自発的な参加を促す一方で、それだけでは、意見や提案ではなく、制度や政策には直結しない個人的な要望等に終始する可能性もある。聴く側が、政策との相互作用を意識しながら、場づくりやその場の進行を工夫する。

事例＜北海道剣淵町＞

- ・ 剣淵町では、意見聴取を小学生（４～６年生）、中学生、高校生世代（町外に通っている住民も含む）を対象としたアンケートを実施している。小学生及び中学生には学校の協力の元、QRコードを活用したWEBアンケートを学校の授業内で実施し、正直な意見を聴取するようにしている。
- ・ 子育て当事者については、子育て当事者の一部から（サンプル調査）ではなく、剣淵町内に住む、中学生までのこどもがいる全ての世帯（182世帯）を対象としたアンケート（全数調査）を実施している。

表 剣淵町の計画策定の経過（アンケート調査の実施）

2 計画策定の経過

2018（平成30）年 11月	子育て支援についてのアンケートを実施 ・ 対象：剣淵町に剣淵町内に住む、中学生までのお子さんがある世帯すべて（182世帯）にお渡し（お送り） ・ 回収：98通を回収しました。（回収率53.8％）
2019（平成31）年 4月～5月	第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画検証 ・ 関係各課による第1期計画の検証の実施
2019（令和元）年 6月27日	第1回子ども子育て支援会議を開催 ・ アンケート結果の報告 ・ 「第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」の検証結果を報告 ・ 子育て支援に関する現状や課題について意見交換
2019（令和元）年 11月14日	関係各課とのヒアリング ・ 最終的な事業の確認、調整など

「第2期 剣淵町子ども・子育て支援事業計画」（一部抜粋）より

事例＜大阪府豊中市＞

- ・豊中市では、意見聴取を円滑に実施する工夫として、学校に対して、教育委員会を通じて、丁寧に協力依頼を行った後、市職員が直接訪問し、座談会またはインタビュー形式で意見聴取を実施している。
- ・また、ヒアリングする際には、子どもの意見を誘導するようなことは言わないことを前提とし、とりまとめる際にも、言葉を変えず、ありのままを記載することを心掛けている。

表 こどもへのヒアリング（座談会・ヒアリング）の概要

	実施内容
調査期間	①平成30年11月から平成31年1月 ②令和元年11月から12月
対 象 者	小学生から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施
訪 問 先	①地域子ども教室（5小学校区）、子ども食堂1か所、生徒会等（中学校3校、高校1校） ②生徒会等（中学校3校、高校3校）
実施人数	①小学生 72人、中学生 20人、高校生 7人 ②中学生 17人、高校生 30人
主な意見	○子どもの体験機会について ・これまでの体験で良かったもの：職場体験、ボランティア体験、地域交流、など ・今後体験したいこと：多世代・他文化交流、など ○子どもの居場所づくりについて ・家や学校以外で普段過ごす場所：親せきの家、学習塾や習い事の教室、図書館や公民館等の公共施設、カフェなどの店舗、など ・あったらよいと思う居場所：球技ができる公園や体育館、自習ができる場所、友だちと気軽に集まれる場所、など ○子どものための相談体制について ・気軽に利用できるSNSと、安心して利用できる対面の相談窓口を、状況に応じて使い分けられるとよい ○子育てと仕事の両立について ・子どもへの愛情がいっぱいあり、一緒にいられる限られた時間を大切にすることが大切 ○児童虐待の防止について ・日ごろから親子と地域が関わり、親子関係や子どもの様子を地域住民が気に掛ける関係づくりが必要 ・保護者が精神的・時間的・金銭的なゆとりを持てるよう、仕事の負担軽減や保育サービスの充実が必要 ○特別な支援を必要とする人への支援について ・当事者が抱える課題への対処だけでは解決できないため、周囲の人の理解を深めるための支援も必要

「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

■ 意見を聴く体制・環境の工夫

【体制の工夫】

- ・ こどもに関する専門的知識や経験を有する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員等の人材を活用する。
- ・ 児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の生活の場や活動の場のスタッフやボランティア、OB・OGを人材として活用する。
- ・ こどもや若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体や大学と連携し、ファシリテーターやサポーターを確保、養成する。
- ・ こどもや若者の意見表明の場づくりを通じてファシリテーターが直面する「こどもの本音を聴けているだろうか」、「この方法でよいのだろうか」などといった迷いや葛藤を、ファシリテーターが共有し振り返る場を設定するといった、ファシリテーターの能力強化も重要である。
- ・ 専門的知識を有するNPO等の民間団体に事業を委託する。

【環境の工夫】

- ・ こどもや若者が安心できる環境づくりの工夫をする。例えば、匿名性が確保される仕組み、オンラインツールやSNSを活用した非対面での参加、こどもの生活の場や活動の場での意見聴取、聴取の場にいる大人の人数や服装への配慮（こどもの緊張や不安への配慮）、グループの作り方の工夫をする。
- ・ 事前の分かりやすい情報提供、意見交換の際の約束事の設定、意見がどう扱われるのかについて、その開示範囲を含めて明確化すること等で、参加に際しての不安感を取り除く。
- ・ グループワークなどの際には、アイスブレイクのための時間を十分に確保し、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を醸成する。呼ばれたい名前やニックネームで呼び合う、開始前や休憩時間にファシリテーターから声掛けをするなど、参加者同士のコミュニケーションを活発化させる工夫をする。

事例＜滋賀県＞

- ・滋賀県では、こどもの意見聴取の対象を概ね小学4年生から大学生としている。
- ・アンケートによる意見聴取にあたっては学校等への直接訪問と Web の二通りの方法で行い、アンケートの趣旨を理解してもらうために、意見聴取を行いたい内容について事前に動画を見せるなどしたうえで実施した。
- ・学校への依頼は県の担当職員が直接実施する他、訪問先の学校の選定や Web アンケートの周知は県内市町の教育委員会やこども政策担当部局に依頼している。
- ・周知にあたり、庁内においてもこどもを対象とした広報誌に掲載する等の連携を図った。
- ・声を上げにくいこどもの意見も聴取するため、小学校や中学校、高等学校に加え、不登校支援を行う団体や障害のあるこどもが通う学校などを直接訪問し、日頃からこどもと接している支援者の協力の下で意見聴取を実施している。

ヒアリングより

県内にお住まいの子どもみなさんへ

みなさんの声を聞かせてください！

新しい子どもの条例の検討に向けた

きいてーな！滋賀県

子どもアンケート



滋賀県では、すべての子どもたちが幸せに生きることができるように、大人がやるべきことなどを定める新たなルール(条例)をつくります。

このアンケートは、ルール(条例)や仕組み作り、その運用の検討に反映することを目的として行います。

WEBアンケート
回答受付期間

2023年11月22日(水)
↓
2024年1月9日(火)

アンケート回答先

下記QRコードを読み取るか、URLを入力し、トップページからアクセスしてください。



<https://honwaka-heart.com/kodomo/>



野洲のおっさん
せつめい
による説明動画付き

ご回答にあたって

- ・県内にお住まいの小学4年生から大学生までを対象にご意見を募集します。
- ・無記名で答えてもらいます。
- ・パソコンまたはスマートフォン等から上記アンケート回答先にアクセスし、アンケートにお答えください。
- ・具体的な回答内容について個人がわかる情報は公開しません。(集計結果は公表する可能性があります。)

アンケート実施にあたって配布のチラシ（滋賀県より提供）

事例＜高知県四万十市＞

- ・四万十市では、こども意見聴取の手法として、未就学児、小学生、中学生については保護者に対して、学校を通して、調査票を配布、回収している。
- ・調査票はwebと紙を併用し、web環境が整っていない家庭にも配慮している。
- ・学校への協力依頼にあたっては校長会などに説明を行い、調査結果についても共有している。また、回収にあたっては、未提出の生徒に先生から声をかけてもらうようにしている。
- ・高校生は郵送により依頼状を送付し、webでの回答を依頼している。（→4-2 四万十市の事例）
- ・意見聴取手法の検討にあたっては、内閣府・こども家庭庁で公開されている、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」に掲載されている具体的な事例を見て、四万十市でも実施できるのか、他の手法が良いのかなどを検討している。

四万十市の子育て支援に関するニーズ調査 (小学生保護者用)

調査ご協力をお願い

皆様には日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、本市では子ども・子育て支援を推進するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に実施しておりますが、少子化対策・子育て支援の重要性がより高まっていることから、四万十市においては、【こども】【家庭】により寄り添った子育て支援の取り組みが実施できるように、国のこども大綱の方針に則った「四万十市こども計画」を新たに策定する予定としております。

つきましては、新計画の策定に向けて、改めて、皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の希望」などを把握いたしたく、ニーズ調査を実施することになりました。皆様のご意見を本市のこども施策の検討に利用させていただくものであり、ぜひ「ありのまま」のご意見をお聞かせください。ご回答いただいた調査内容は、回答者個人が特定されたり個々の回答内容が他にもれたり、他の目的に利用されたりすることは一切ございません。

ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年12月

四万十市長 中平 正宏

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

【お問い合わせ先】 四万十市 子育て支援課 企画係
TEL 0880-34-9007

アンケートは、本調査用紙、またはGoogleフォームのいずれかで回答してください。

本調査用紙で回答される場合

- ・次ページ以降の質問にお答えを記入ください。最後まで記入いただきましたら、この調査用紙を 1月25日(木)までに 渡された小学校に 提出してください。

Googleフォームで回答される場合

- ・スマートフォンやパソコン・タブレット端末等で、右の二次元バーコードもしくは下記のURLを読み込んで回答してください。

URL <https://forms.gle/WTJPx6ZJua48tK87>

- ・回答後にGoogleフォームで示されたコードを記入してください
(コードから個人が特定されることはありません)

コード:

- ・Googleフォームから回答した場合は、回答完了コードを記入のうえ、この調査用紙を 1月25日(木)までに 渡された小学校に 提出してください。
(次ページ以降の記入は不要です)

出典：四万十市提供資料

図 保護者への依頼状（webと紙の併用）

高校生世代の皆さま

四万十市子育て支援課

こども・若者に関するアンケート調査ご協力のお願い

皆様には日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、四万十市では子ども・子育て支援を推進するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に実施しておりますが、少子化対策・子育て支援の重要性がより高まっていることから、四万十市においては、【こども】【家庭】により寄り添った子育て支援の取り組みが実施できるように、国のこども大綱の方針に則った「四万十市こども計画」を新たに策定する予定としております。

つきましては、新計画の策定に向けて、高校生世代の皆様「現在の状況」や「今後の希望」などを把握いたしたく、ニーズ調査を実施することになりました。皆様のご意見を本市のこども施策の検討に利用させていただくものであり、ぜひ「ありのまま」のご意見をお聞かせください。ご回答いただいた調査内容は、回答者個人が特定されたり個々の回答内容が他にもれたり、他の目的に利用されたりすることは一切ございません。

ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年1月

四万十市長 中平 正宏

アンケートはGoogleフォームで1月31日(水)までに回答してください。

※Googleアカウントでログインしても、アドレスなど個人情報には届きません。

スマートフォンやパソコン・タブレット端末等で、右の二次元バーコードもしくは下記のURLを読み込んで回答してください。
URL <https://forms.gle/nQVNZWaxUD4MDYAJ9>



- ・保護者の方が代理で入力する場合は、お言葉のご意見を聞いたうえで回答していただくようお願いいたします。
- ・不明な点がありましたら同封のQ&Aをご覧ください。
- ・調査結果を今後のまちづくりに生かしていくためには、できるだけ多くの方々から率直なご回答をいただく必要があります。
- ・皆さまから寄せいただいた内容は統計的に処理し、調査の目的以外には使用いたしません。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

【お問い合わせ先】 四万十市 子育て支援課 企画係
TEL 0880-34-9007
FAX 0880-34-9003

出典：四万十市提供資料

図 高校生への依頼状（web回答）

■ 意見聴取の留意点

- ・ 安全・安心の確保
- ・ こどもが意見を言いやすい雰囲気づくり
- ・ こどもの意見を引き出すための人材の活用
- ・ 多様な立場のこども等からの意見聴取
- ・ 大人が聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、こどもや若者が重要だと考えるテーマを提起する機会を確保するなど、テーマ設定自体にこどもや若者が参画できるようにする。

- ・名古屋市では、全ての職員が、子どもへの意見聴取などを円滑に実施できるようにするため、市の職員が対象となる「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定し、市の職員が子どもの意見を聞く際の留意点、子どもの意見を聞く方法などを取りまとめている。
- ・小学生から高校生までが登録している「なごっちフレンズ」を活用し、イベント参加の呼びかけ等、常時、子ども意見収集の機会が創出できる仕組みを構築している。
- ・この「なごっちフレンズ」は子ども担当部局だけでなく、名古屋市の全ての部局で活用することができる。

表 「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の目次

はじめに	1
1. 子どもの社会参画について「知る」	3
(1)子どもの社会参画の意義	
(2)子どもの社会参画とは何か	
2. 子どもの社会参画の「ポイントをつかむ」	5
(1)子どもの意見を聞く際の留意点	
・子どもの特性を知る	
・留意点の例	
・子どもへの説明と子どもの意思尊重	
(2)子どもの意見を聞く基本的な流れ・方法	
(3)子どもの積極的な参画を促す方法	
・子ども会議等の活用	
・ファシリテータの活用	
3. 子どもの社会参画の「事例を学ぶ」	13
(1)子どもの社会参画の事例を学ぶ意義	
(2)子どもの社会参画の具体的事例	
4. 子どもの社会参画の「取り組みを推進する」	17
参画を推進するための体制	
5. 子どもの権利を理解する	18
子どもの権利	
(資料)	
意見聴取の実施状況	20
・子どもへのヒアリング	
・支援者向けのヒアリング	
・若年、市職員向けアンケート調査	
子どもの社会参画の事例	24
なごや子どもの権利条例	28
児童の権利に関する条約（概要）	34
子どもの社会参画のよりどころとなる指針の策定懇談会検討経過	38

「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」より

名古屋のことを考え活動する子ども「なごっちフレンズ」大募集！

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#)

最終更新日：2024年1月9日

ページID:37022



こんにちは。なごや子どもの権利条例マスコットキャラクターの「なごっち」です。

身近な地域や名古屋のことを考え、活動する子どもたちを応援する『なごっちフレンズ』という制度があります。

子どもたちが地域やまちづくりに対する考えを深めたり、子どもの意見を活かしたりするイベントなどをお知らせしています。

みなさん、ぜひ登録してくださいね。

登録してくれた子には、なごっちフレンズの証として「なごっちピンバッジ」をプレゼントします。

なごっちフレンズとは

「なごや子どもの権利条例」を理解し、子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、名古屋市が行う子どもが社会参画する事業の情報を集約し、子どもたちに提供している制度です。

活動内容

名古屋市が行う『子どもが主体的に参加する事業』の情報を郵送などにより提供します。興味がある事業に各自で申し込んで参加してください。『子どもが主体的に参加する事業』とは、子どもが地域やまちづくりに対する考えを深めたり、子どもの意見を活かしたりする事業のことです。

[なごっちフレンズ登録会員限定のワークショップ](#)も実施しています。

登録料・会費は無料です。

対象者

市内在住または在学の小学5年生から高校生

登録期間

高校3年生の3月31日まで

（途中で退会することもできます。）

図 なごっちフレンズの募集

- ・豊中市では、こどもへの意見聴取をする事前準備として、こどもたちと日常的に接し、一定の信頼関係を構築している支援団体職員等と連携するなど、こどもが安心感をもって意見を話しやすい環境を構築している。

表 こどもへの意見聴取の例

こどもへのヒアリング

○ こどもワークショップ（公募）

＜概要＞ 小学校５年生から中学校３年生までの子どもを広報誌等で募集し、平成２３年１２月３日、１２月２６日、平成２４年１月１４日、３月２６日にこどもワークショップを行いました。それぞれ、４人、１５人、９人、１７人で、のべ４５人に参加していただき、本条例やこどもワークショップの目的を説明し、仲間作りを行いながら、地域や大人へのおもい、友達や自分のことについて、子どもたちの声を聞きました。

○ 高校生

＜概要＞平成２３年１０月２８日に高校生ダンスフェスタ代表者会議にて趣旨を説明したうえで、アンケート（自由記載）への協力を依頼し、約７０枚配布し、４５人から回答をいただきました。また、その結果をもとに、平成２３年１１月２５日に同代表者会議メンバーのうちヒアリングへの協力に同意していただいた４人から意見をいただきました。

支援機関・団体等へのヒアリング

○ 地域の子育ち・子育て支援団体

＜概要＞地域子育て・子育て支援ネットワーク小学校区連絡会（テーマ「地域でできる支援とは～地域の親子の現状から～」）に北部・中部・南部で各１連絡会に出席し、趣旨を説明のうえ、ご意見をいただきました。連絡会のメンバーは、当該校区内で子育てサロンを運営している地域の方、社会福祉協議会職員、保健師、公(私)立幼稚園職員、公(私)立保育所(園)職員、地域子育て支援センター職員など。

「（仮称）豊中市子ども健やか育み条例制定にかかるヒアリング結果報告書」（一部抜粋）より

7-2 こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映

こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果を分析し、こども・若者、子育て当事者に関する現状を把握するとともに、現状を踏まえた課題・ニーズを整理します。聴取した意見を、計画に記載の施策に実際に反映するかどうかについては、当該施策の主たる目的、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を勘案し判断されるものであり、検討の結果、聴取した意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。一方で、要約された意見・提案等と、それを受けた対応については、計画上に分かりやすく示すことが望まれます。



Point

- ☞ こども・若者、子育て当事者の意見が、どのように計画の中で活用されているのかを明確にします。
- ☞ おとな目線ではなく、こども目線も意識して計画を策定します。

意見聴取結果反映の手法

聴取した意見は、計画策定にあたっての協議会や、その作業部会・分科会等の会議体で、施策を議論する際の資料として提出、報告し、計画づくりの参考にしましょう。

事例＜東京都豊島区＞

- ・豊島区では、こどもへの意見聴取結果をどのように施策に反映させるのかを明確にするため、アンケートやヒアリングで出された主な意見を取りまとめたうえで、そのすぐ下に「結果を踏まえた施策の方向性」をとりまとめ、こどもへの意見聴取結果を施策に反映させている。

【アンケート調査結果より】

- 子育てを主にしている人は、就学前保護者、小学生保護者は「父母ともに」が最も多く、中高生保護者は「主に母親」が最も多くなっています。前回調査と比べて、全ての保護者で「父母ともに」が多くなっています。
- 母親の就労状況について、フルタイムで就労している人が前回調査より増加し、保育施設、保育サービスのニーズが高まっています。
- 教育・保育施設に対して、地理的な利便性だけでなく、職員の質や充実した教育プログラムを望む保護者が多くみられました。
- 多くの保護者が子育てを「楽しい」と感じているものの、わずかではありますが「辛いと感じることの方が多い」人もいます。
- 子育て施策や事業に望むこととしては、いずれの保護者も、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備」「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」となっています。

【結果を踏まえた施策の方向性】

- ▶ 父母ともに子育てに参加できるように、家庭教育の支援を推進し、子育てに関する知識などの普及に取り組みます。また、必要な保育サービスが行き届くよう、保育施設や保育サービスのより一層の充実を図ります。
 - ▶ 教育・保育に関わる職員への研修や子どもの権利の普及啓発を通じ、職員の質の向上を図ります。
 - ▶ 子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てできる環境をつくるために、子育てに関する相談体制を整備します。
 - ▶ 「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」や「子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備」を望む保護者が多いことから、安全・安心な地域づくりや子どもの遊び場の充実に取り組みます。
 - ▶ フルタイムで就労する母親が増加する中、父母で子育てをしやすい環境をつくるために、仕事と家庭生活の調和を実現するための取組を推進します。
- (目標Ⅱの「子育て家庭への支援」、目標Ⅲの「幼少期から学童期の教育・保育サービスの充実」、目標Ⅵの「安全・安心な社会環境の整備」に反映させます。)

調査結果（ヒアリングから分かったこと）

- **子どもの権利に関すること**
 - いずれのヒアリング対象施設・団体においても「豊島区子どもの権利に関する条例」を知っている子どもは少なく、アンケートと同様の認知度の低さが見られました。
- **子どもの意見表明・参加の促進に関すること**
 - 学校のルールに関しては、意見を言う機会がないという回答があり、そもそも学校のルールに意見するという考えが無いことがうかがえました。
- **子どもの居場所に関すること**
 - 公園やスポーツ・運動のできる場所の増設を望む回答が多くありました。
 - 小学校高学年や中学生になると、遊べる場所、集まれる場所が少なくなることがわかりました。
 - 不登校経験のある子どもからは、話を聞いてくれる場が欲しいという回答や、同じ悩みを持つ人同士が集まって話せる居場所があれば行っていかもしないという回答もありました。
- **子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること**
 - アンケート同様に、被虐待経験のある子どもは少数でしたが、少数ながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験、DVを目撃した経験を話す子どもがいました。
 - アンケート同様に、いじめを受けたことのある子どもは少数ながら存在しました。
- **悩みや不安、相談に関すること**
 - 知っている相談窓口について、具体的な窓口名を挙げた回答がなく、窓口の認知度の低さがうかがえました。
 - 学力や進路、将来のことについて不安を感じている子どもが多く、外国にルーツを持つ子どもは勉強面での悩みを抱えている子どもが多いことがわかりました。
 - 学校でない場で相談できる窓口や、専門家による相談窓口の設置を望む声など、相談窓口について、抱えている背景によって多様な要望が見られました。
- **子どもの自己肯定感について**
 - 自分のことが「好き」「まあまあ好き」「普通」という回答が多数でしたが、「嫌いになるときもある」「自分の性格が嫌い」と回答した子どももいました。
- **豊島区の施策に関すること**
 - 区役所にやってほしいこととして、遊ぶ場や相談できる場の増設、学校の環境整備などに関する回答がありました。「学校のルールを無くしてほしい」や「同性婚が出来るようにしてほしい」といった自由度をあげて欲しい旨の意見がある一方で「喫煙を取り締まって欲しい」などのルールの強化を望む声もみられました。

【ヒアリング調査結果を踏まえた施策の方向性】

- ▶ 子どもの権利を尊重し、子どもが一人ひとり自分らしく育つために、「豊島区子どもの権利に関する条例」への認知度を高め、子どもが意見を言える場づくりを推進します。
 - ▶ 小学校高学年や中学生の遊び場や、放課後に過ごせる居場所の充実に取り組みます。また、同じ悩みを持つ仲間と交流できる居場所をつくるなど、一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。
 - ▶ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済を推進するために、子どもの相談窓口の認知度を高めるとともに、個々の窓口の具体的な利用方法についても発信していきます。
- (目標Ⅰの「子どもの権利に関する理解促進」、目標Ⅱの「子どもの居場所・活動の充実」、目標Ⅲの「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」、目標Ⅴの「相談体制の充実と情報発信」に反映させます。)

「豊島区子ども・若者総合計画」 令和2～6年度より

- ・豊中市では、こどもの意見聴取結果を受けて、どのように今後の施策に反映させていくのかを明確にするため、ニーズ調査やこどもの意見聴取結果などから「これまでの取組」を記載するとともに、「今後の課題」として、こどもたちの声を掲載し、その声をうけて市としてどのように取り組んでいくかという方向性について掲載している。

4

これまでの取組みと今後の課題

前述のほか、待機児童の解消をはじめ、様々な成果がありました。以下のようにニーズ等調査などからみえた課題もあり、引き続き総合的な施策展開が必要です。

ニーズ等調査結果等からみえた成果と課題（まとめ）

■子どもの体験機会の充実が必要

ニーズ等調査（平成30年度）

あらゆる分野で子どもが体験したことのある活動の機会が減少しています。子どもが一人として社会と関わり、将来に向けて必要な視点や知識を培うため、学校や地域をはじめとする様々な場での体験活動の機会の充実が必要です。

生活実態調査（平成28年度）

■貧困の状況にある子どもの学習意欲を高め、モデルとなる将来像を示すことが必要

困窮度*の高い世帯の子どもは学習理解度や、進学先として「大学」「大学院」を希望する割合が比較的低い傾向があります。貧困状態にある世帯の子どもは学習意欲を高めることで貧困の連鎖を断ち切ることにつなげるとともに、家庭以外の大人やロールモデルとなる年長者との関わりを通して、夢と希望をもって成長できる環境を整えることが必要です。

ニーズ等調査（平成30年度）

■雨の日に遊べる場所が求められている

就学前の親子や子ども同士が安心して過ごせる居場所が求められており、特に、雨の日に遊べる場所がないと感じる保護者や子どもが多くなっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

■地域の人に支えられていると感じる保護者が増加

乳幼児健康診査時の絵本の読み聞かせスタッフや認定こども園*等での地域子育て支援事業での園職員との関わりなどを通して、保護者と接する機会の充実に努めてきました。なお、地域の人に支えられていると感じる人は子育ての不安や負担感が低い傾向があります。

ニーズ等調査（平成30年度）

■子育てに不安や負担を感じる保護者が約40%

子育てに関する悩みとして、保護者自身の時間的・体力的な負担や子育てにかかる出費、子どもの教育などを挙げる保護者が多く、子育てに不安や負担を感じる保護者は就学前児童・小学生の保護者ともに約40%と増加傾向となっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

■多様な保育サービスの充実や保護者の休息のための機会が必要

女性の就労率の上昇とともに共働き世帯が増加しており、仕事と子育てを両立させる上での課題として、緊急時の子どもの預け先がないことや、保護者自身に余裕がないことが挙げられます。多様な保育サービスを充実するとともに、安心して子どもと向き合うために保護者がリフレッシュできる環境づくりが必要です。

「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

意見聴取結果反映の留意点

聴取したこどもの意見を実際の施策に反映するかどうかについては、施策の目的、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などと、こどもの意見を比較した上で、こどもの最善の利益を実現する観点から合理的に判断されることが重要です。

検討の結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ますが、こどもの意見・提案等については、意見・提案等を要約して対応方針を示すことが重要です。

対応方針は「いただいた意見を計画に使います（意見を反映する）」や「〇〇という観点から今回の計画に反映することができませんでした。しかしながら、いただいた意見も重要な観点になるため、今後、〇〇の会議で議論するなど、今後、検討していきます。」など分かりやすく示すようにしましょう。

（参考資料）

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

（ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline> ）

こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

（ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/ikenhanei/> ）

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書

（ https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/report ）

調査研究報告書＜全体版＞

[調査研究報告書＜全体版＞（PDF／13,626KB）](#)

調査研究報告書＜概要版＞

[調査研究報告書＜概要版＞（PDF／3,791KB）](#)

調査研究報告書＜やさしい版＞

（ちょうさけんきゅうほうこくしょ＜やさしいばん＞）

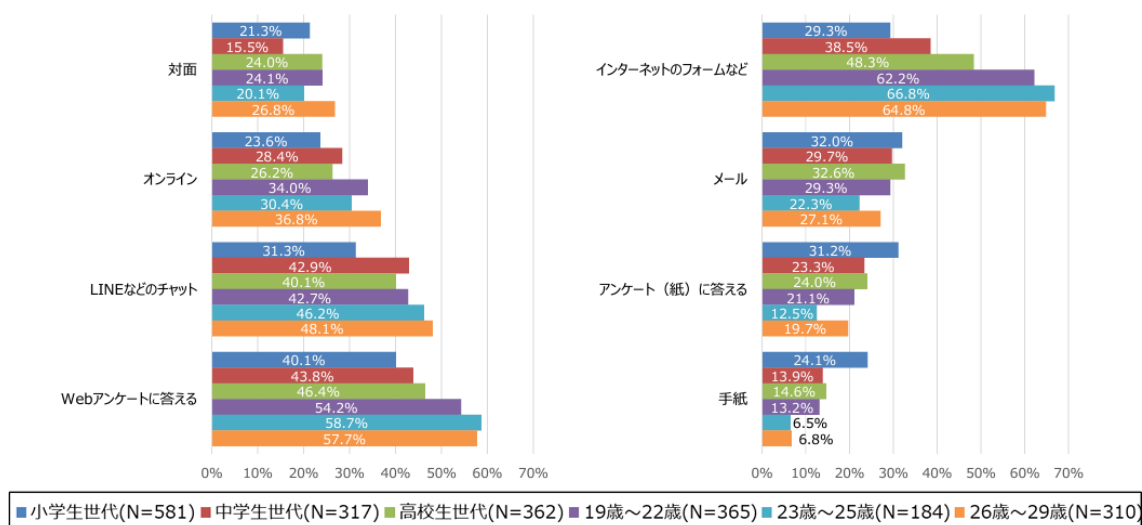
[調査研究報告書＜やさしい版＞ポイント編（ポイントへん）（PDF／3,991KB）](#)

[調査研究報告書＜やさしい版＞調査結果編（ちょうさけっかへん）（PDF／44,068KB）](#)

「こども・若者の意見」のまとめ：Webアンケート

国や自治体に対して意見を伝えやすい方法（年代別）

- 「対面」「オンライン」「LINEなどのチャット」「Webアンケートに答える」「インターネットのフォームなど」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向があり、「メール」「アンケート（紙）に答える」「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向があった。



「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」より

事例＜愛知県名古屋市＞

- ・名古屋市では、意見聴取の対象としたこどもに対しても、策定した計画の理解を促す試みとして、計画の読み手として、こどもを想定した「子ども用概要版」を作成し、誰でも読めるようにホームページで公開している。（下記のアドレス参照）

(https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000127/127189/wakuwaku2024kodomo_gaiyouban.pdf)

- ・「子ども用概要版」は冊子（リーフレット）も作成し、例えば、市内の学校の授業で教材等として活用され、学校関係者等からの要請に応じて適宜配布している。



名古屋市ホームページより

図 なごや子ども・子育てわくわくプラン（子ども概要版）

■ 意見聴取結果反映のフィードバック

こどもや若者の意見がどのように扱われ、どのような結果となったのか、こども・若者に分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信しましょう。

- ・ フィードバックの手法やタイミングは、意見聴取の手法によっても様々である。行政の首長等からのフィードバック、審議会等における検討や資料配布、定期的な状況報告機会の確保、こどもや若者への個別のフィードバック等が考えられる。
- ・ こどもや若者から出された意見をまとめたり公表したりする際には、意見を表明したこども・若者にその内容を確認し、本人の意向に応じて修正や削除に対応する。また、意見の内容によって個人が特定されることのないよう留意し、安心安全を確保する。
- ・ 意見が政策に反映されたかどうか、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスをこどもや若者に分かりやすく伝える。
- ・ その際、行政機関のホームページ等による公表のほか、SNS等こども・若者が日常的に触れやすい手法を活用して伝える。
- ・ 個々の意見の全てに逐一の対応を示す必要は必ずしもないが、要約された意見・提案等に対して、検討のプロセスとともに、「意見を反映した」「今後の検討課題とする」などの対応や、「ここまでは実現できる可能性がある」といった代替案などが分かりやすく公表する。
- ・ フィードバックの内容は、様々な機会を捉え、広く一般にも発信する。

第8章 計画の策定・更新

8-1 計画の構成

自治体こども計画の構成例を以下に示します。基本的な方針や目標等を定めるためには、それに至る現状分析や問題点・課題の整理を体系的に行い、基本的な方針や目標設定の根拠を明確化しておくことが大切です。計画書の前段部分も含め、計画書全体の構成を検討しましょう。



Point

☞ 基本的な方針や施策の展開など、計画書全体の構成が明確になる工夫をします。

【自治体こども計画の構成例】

はじめに

- ・計画の背景・趣旨
- ・計画の位置付け
- ・計画の期間
- ・計画の対象

1. こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- ・
- ・

2. 計画の基本的な方針

- ・
- ・

3. 施策の展開

- ・
- ・

- ・ 豊島区では、基本理念、目標、取組の方向性、具体的取組の関連が一目でわかるように、施策の体系（基本理念、目標、取組の方向性、具体的取組）を一覧表にとりまとめ、基本理念から具体的取組までの紐づけを明確にしている。
- ・ 具体的取組については、すぐに実現が難しいものも含めて、目標として出している事業も含まれている。

4 施策の体系



「豊島区子ども・若者総合計画」 令和2～6年度より

図 施策の体系（基本理念、目標、取組の方向性、具体的取組）

- ・石川県では、施策の体系（施策の柱、施策の方向性）を一覧表にとりまとめるとともに、施策の方向性に紐づく、具体的な取組内容を記載し、必要に応じて、一部の取組には数値目標を設定している。



「いしかわエンゼルプラン 2020」より

図 施策体系（施策の柱）

8-2 目標の設定

施策が適切に実施されているのかを評価するため、目標を設定します。目標には数値を根拠にした定量的な目標と、数値を設定せず、実施状況を取りまとめた定性的な目標とを意識して設定します。必要に応じて、計画期間の中間時期に施策が適切に実施されているのかを評価するため、中間目標を設定します。



Point

☞ 目標の設定は、既存の計画の目標を基本として、適宜、有識者などの意見を取り入れて設定します。

■ 目標の設定項目

目標の設定項目は、既存計画や上位計画で設定されている目標に基づいて設定する他、アンケートや子ども・若者、子育て当事者への意見聴取で把握した課題・ニーズを踏まえた目標を設定します。

■ 目標数値の設定根拠

定量的な目標を設定した場合、目標数値の設定根拠を明記する必要があります。設定根拠には、トレンド（すう勢値）※による目標値、トレンド（すう勢値）では説明できない外的要因の予測を踏まえた目標値などがあり、外的要因の予測を行う場合は、予測手法についても明記しておきます。

また市町村において、自治体子ども計画に、子ども・子育て支援事業計画の内容を含める場合は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、必要に応じて「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を参照し数値目標を設定します。

（参考）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）

（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/2115d322/20240319_policies_kokoseido_law_jimurenraku_287.pdf）

※すう勢：時系列的な数量観察において個々の数値の変動を貫く長期的な基本的変動傾向

■ 中間目標の時期

定量的な目標、定性的な目標に関わらず計画期間中に計画の進捗を評価するための中間目標を設定することが望ましいです。中間目標の時期は、計画期間中に適宜設定しますが、定量的な目標については可能な限り毎年評価するように中間目標を設定します。

(参考資料)

令和5年12月22日に閣議決定された、こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）が設定されている。

別紙1「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

別紙2「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」

こども家庭庁ホームページ「こども大綱の推進」

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>)

- ・名古屋市では、新たに策定した計画の成果指標は、現行の計画を踏まえるとともに、社会情勢の変化や「なごや子ども・子育て支援協議会」の意見をもとに設定している。
- ・成果指標は、施策の進捗状況等のアンケート調査結果で確認できる指標だけを設定している。
- ・達成状況の確認は、次の計画策定に向けた現状把握を兼ねたアンケート調査を5年おきに実施している。

3 成果指標

本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「平成30年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 自分のことを好きと答える子どもの割合	74.6%	84.0%
② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	72.0%	77.0%
③ まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合	44.3%	48.0%
④ 今の生活に満足している子どもの割合	87.4%	95.0%以上

(2) 若者にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 希望しているが、就労できないため経済的に独立していない若者の割合	12.2%	8.0%
② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	51.6%	60.0%
③ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	42.1%	50.0%

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合	76.4%	80.0%
② 子育て中にストレスを感じた保護者の割合	23.4%	20.0%
③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	43.6%	35.0%
④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	26.1%	24.0%
⑤ 子どもが父親を信頼している割合	85.5%	90.0%
⑥ 子どもが母親を信頼している割合	93.5%	95.0%以上

(4) 社会にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	39.2%	47.0%
② 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合	31.5%	36.0%
③ 名古屋市の子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合 (9項目の平均)	26.9%	23.0%

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

図 成果指標の例

8-3 計画の推進

計画を策定して終わりではなく、計画の中で示した施策を実行することが最も重要です。着実に計画を推進するためにも、計画の中で取組主体とスケジュールを詳細に記述しましょう。計画の進捗状況の管理にあたっては、策定時の会議体を定期的に開催しましょう。



Point

- ☞ 取組の主体やスケジュールが不明確では、計画を策定するまでに留まってしまい、次の改定までに何も取組ができていないといった事態が発生してしまいます。計画には、必ず施策別に取組の主体（誰が主導するか）とスケジュール（いつまでに）を明確にしましょう。
- ☞ 計画策定時の協議会などの会議体を策定後も定期的に開催し、その中で計画の推進状況を共有し進捗を管理することも有効です。
- ☞ 計画の中では「検討する」という言葉の使用はなるべく控え、「実行する」という言葉を多く用いることで、計画内容の実現につながります。

計画の推進体制

計画策定時の協議会などの会議体を策定後も維持し、計画の推進状況を共有し進捗を相互に管理する会議体を定期的に開催することが有効です。

さらに策定時の会議体のメンバーに加え、地域のこども・若者、NPO 等の行政担当以外のメンバーを交えることで、現場視点のタイムリーな話題・議題について関係者間で情報共有を図ることも可能です。

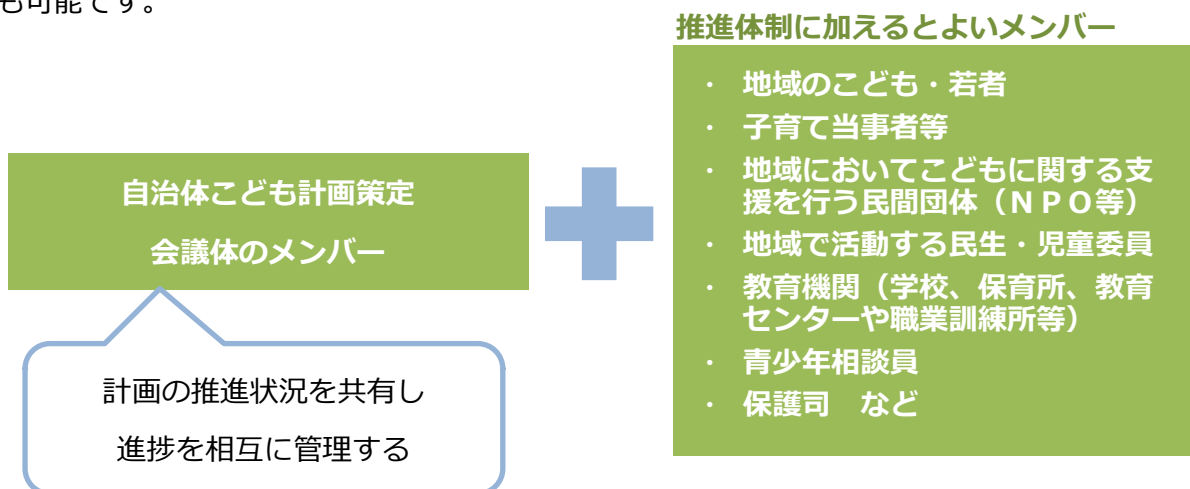


図 推進体制のイメージ

8-4 計画の評価・見直し

策定した計画については、PDCAサイクルを回して、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」が重要です。計画では、実施施策の進捗状況进行评估する中間目標（KPI指標等）を設定し、その評価にあたっては「協議会での承認」など、どのような段階を経て、承認していくのかを記載します。



Point

- ☞ 目標の進捗状況を確認する仕組みを構築することが重要です。
- ☞ 施策を実施してそれを評価し、改善を図ることが重要です。PDCAを回すことが目的化しないよう、Plan、Do、Check、Actionごとに取り組むべきこと、スケジュールを明確にしましょう。
- ☞ Check（評価）にあたっては、評価指標の達成状況のみを評価するのではなく、評価のもとになっているPlan（計画）について改善すべき点がある場合は、計画の見直し（部分改定）を柔軟に行いましょう。

■ 計画の評価

計画の評価は、設定した目標が達成しているかを検証するため、アンケートやこども・若者、子育て当事者への意見聴衆等、定期的実施する様々な確認・評価方法を記載します。

■ 目標達成の検証方法

目標が達成しているか、あらかじめ計画で定めた様々な確認・評価方法に則り、定期的に、定量的もしくは定性的な観点で評価を行います。評価にあたっては、必要に応じて、外部の有識者など第三者を交えた会議を設置するなど、検証結果をどのように承認するかについても記載します。

■ 中間目標の達成状況を踏まえた目標の見直し方法

中間目標が達成できていない場合、計画策定時に想定できていなかった要因（社会情勢の変化、予測との乖離）を整理し、新たに生じた課題・ニーズを把握した上で、実施施策や目標数値、目標の時期などを必要に応じて見直します。

事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、現行計画（豊中市子育て・子育て支援行動計画）に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」の位置付けを持っており、同計画の施策推進にあたっては、成果（アウトカム）指標、活動（アウトプット）指標、子どもの状況を把握する指標の3つの指標を設け評価を行っている。

また、計画の期間中、年度ごとに「事業実施報告書」を作成し、市のwebページ上で公開することにより評価の透明性を確保しているほか、「事業実施報告書」に対する意見募集も行い、子ども（家庭）への情報提供・意見表明できる機会を確保している。

X. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

施策の柱 1 子育て支援

指 標		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合※1 (上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生相当年齢)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	60.1	－	－	－	65.0
			54.6				60.0
			7.4				50.0
1－1 保育及び教育環境の充実							
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合(出典:市民意識調査 2 年毎に実施)	%	－	40.7	－	－	50.0
1－2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供							
活動	子どもの社会参加事業数	事業	38	40	40	40	44
1－3 子どもの居場所づくり							
活動	重点施策1 子どもの居場所がある小学校区数 (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	校区	18	18	11	16	全校区
活動	重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	人	859	841	655	736	増加
1－4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援							
活動	重点施策2 子どもからの相談件数※2	件	406	386	356	885	増加
活動	重点施策3 国際交流センターの子どもサポート事業(多文化子ども保育、子ども母語、サンプルイ)の参加者数 (上段:子どもの各延べ人数、下段:ボランティアの各延べ人数)	人	892	620	227	264	1,000
			500	526	299	318	600

※1 「あてはまる」「ややあてはまる」の合計

※2 「とよなかっ子ダイヤル」と「とよなかっ子ライン(令和2年(2020年)8月開設)」の合算。

「こどもすこやか育みプラン・とよなか令和3年度事業実施報告書」より「子どもの貧困対策計画」に関する評価指標ページを抜粋

III 参考・資料編

本ガイドライン作成にあたって開催した有識者会議

本ガイドラインの作成にあたっては、学識経験者や自治体からなる有識者会議を開催し、有識者からの意見を反映しながら検討を行いました。

有識者会議開催概要

	開催日	主な議題
第一回	令和5年11月27日	ガイドライン構成案、ヒアリング対象自治体選定の報告
第二回	令和5年12月26日	ガイドラインフォーマット案、自治体ヒアリング途中経過の報告
第三回	令和6年2月14日	ガイドライン素案、自治体ヒアリング結果の報告
第四回	令和6年3月12日	ガイドライン素案の報告

有識者会議参画者

有識者		
氏名	役職	備考
吉永 真理	昭和薬科大学薬学部臨床心理学研究室 教授	町田市子ども子育て会議会長
牧瀬 稔	関東学院大学法学部地域創生学科 教授	政策アドバイザー（北上市、日光市、ひたちなか市、東大和市、新宿区、焼津市、西条市等）
園田 三恵	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 局長	
副島 由理	豊島区 子ども家庭部 部長	
板東 美明	剣淵町 住民課 課長	
こども家庭庁		
氏名	役職	
清原 慶子	こども家庭庁 参与	
佐藤 勇輔	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）	
事務局		
新田 義純	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付参事官補佐	
万木 尋己	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整係	
野村 祐喜	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
石崎 千晶	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
荒木 優宏	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
社会システム株式会社		

本ガイドライン作成にあたって実施した自治体ヒアリング

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の自治体にヒアリングにご協力いただき、各章に事例として掲載しています。ヒアリング対象自治体は、令和5年度こども政策推進事業費補助金の採択自治体や、一体的な計画策定やこどもの意見聴取に積極的に取り組む自治体の中から、地域バランスや自治体規模を勘案して選定しています。なお、選定にあたっては、前述の有識者会議において検討を行っています。

ヒアリング対象自治体

NO.	自治体名	自治体規模 ※
1	北海道釧路町	中都市未満
2	秋田県湯沢市	中都市未満
3	山形県	都道府県
4	東京都豊島区	大都市
5	川崎市	大都市
6	相模原市	大都市
7	石川県	都道府県
8	浜松市	大都市
9	名古屋市	大都市
10	滋賀県	都道府県
11	京都市	大都市
12	大阪府豊中市	中都市
13	高知県四万十市	中都市未満
14	福岡県宗像市	中都市未満

※ 今回のヒアリング対象の選定にあたっては、大都市は政令指定都市と特別区、中都市は人口10万人以上の市、中都市未満は人口10万人未満の市と町村と整理して、地域バランスとともに勘案した。

こどもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針

自治体こども計画において一体とできる、こどもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針の原文を以下にまとめました。

一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例（再掲）

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第 10 条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第 9 条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 9 条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第 8 条、第 9 条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第 61 条、第 62 条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 12 条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第 17 条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
		成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一

項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案し

て、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの

とする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関

及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講

ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施

策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のため

に必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

こども大綱

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

・こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。(第9条第2項)

・こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。(第9条第3項)

・こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。(第9条第4項)

・都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。(第10条)

・政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第16条)

・こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(第17条第2項第1号及び同条第3項)

政府は、令和5年4月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立つて議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年12月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する。

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問

題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅

広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由に多様な選択ができ、自分の可能性を広

げることができる

- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる

- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる

- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる

- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる

- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現

は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精

神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども

施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生

前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、多子やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約

し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難な状況にあるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者がいない又は保

護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において安定的、継続的な養育を提供する。

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また、自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

（５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提とし

て若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

こどもや若者が、発達程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・子育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。

（６）施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども家庭庁は、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行い、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使するこ

とも含め、リーダーシップを発揮する。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など、こどもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、これらの共助を支える。

国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やOECD、G7やG20における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

第３ こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、こども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ別に見た重要事項を示す。続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのラ

ライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多い。そうしたニーズや課題は、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのようなこども・若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、こども政策推進会議が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。

1 ライフステージを通じた重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する

事項として、以下の施策に取り組む。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着）

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

（こどもまんなかまちづくり）

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

（こども・若者が活躍できる機会づくり）

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、ＳＴＥＡＭ教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

（こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み

（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等）

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている

支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

（４）こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全ての

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単

に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

（児童虐待防止対策等の更なる強化）

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難

を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものＳＯＳをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を０歳児が占め、さらにその多くを月齢０カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。

また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのＩＣＴ化を推進する。

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家

庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

（ヤングケアラーへの支援）

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（こども・若者の自殺対策）

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策

緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

（こども・若者の性犯罪・性暴力対策）

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の

仕組み（日本版DBS）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー（CDR：ChildDeathReview）の体制整備に必要な検討を進める。

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにならなければならない。

これらを踏まえ、後述の「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施策に取り組む。

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早

期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実）

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、

障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

（２）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成してい

く時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等）

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や処遇改善、指

導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

(居場所づくり)

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよ

う、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供

に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

（いじめ防止）

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断

的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

（不登校のこどもへの支援）

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

（校則の見直し）

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

（体罰や不適切な指導の防止）

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

（高校中退の予防、高校中退後の支援）

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

高校を中退した子どもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退した子どもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退した子どもの高校への再入学・学びを支援す

る。

（３）青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（高等教育の修学支援、高等教育の充実）

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

（悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知する。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声がある

ことから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版H.E.C.S.）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

(4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手

に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が

尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のある

ものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、おとなの経験や考えを一方的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこどもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

- （1）国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

（２）地方公共団体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

（３）社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

（４）多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明す

ることができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

（５）社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

（６）若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

（７）こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

２ こども施策の共通の基盤となる取組

（１）「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

（こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備）

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM：EvidenceBasedPolicyMaking）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の

職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

（こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築）

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

（２）こども・若者、子育て当事者に関わる

人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

（３）地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、

児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

（４）子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報

や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

（５）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

３ 施策の推進体制等

（１）国における推進体制

（こども政策推進会議）

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となっ

て、こども大綱を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁におけるこども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

（こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し）

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

（こども家庭審議会）

こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べることができる。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

（こども政策を担当する内閣府特命担当大臣）

こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

（全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方）

各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方について、調査研究等を進める。

（2）数値目標と指標の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。

（３）自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

（自治体こども計画の策定促進）

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

（地方公共団体との連携等）

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化し

ていく。

こども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

（４）国際的な連携・協力

持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる持続可能な開発目標（SDGs）に関し、SDGs実施指針改定版に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GP e V A C）の参加国（パスファインディング国）として、子どもに対する暴力撲滅行動計画の着実な実施を通じて、こどもに対する暴力撲滅に取り組む。

こどもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国のこども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金（ユニセフ）やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

（５）安定的な財源の確保

こども基本法第 16 条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を 3 年間（2026 年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する 2028 年度までに安定財源を確保する。

（６）こども基本法附則第 2 条に基づく検討

こども基本法附則第 2 条に基づき、こども基本法の施行後 5 年を目途として、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。